

## 第2回古平町議会定例会 第1号

平成25年6月20日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第32号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第34号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第35号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第36号 古平町市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について
- 9 議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について
- 10 議案第38号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 11 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 12 陳情第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書
- 13 陳情第6号 原発のない北海道の実現を求める意見書案に関する陳情
- 14 陳情第7号 日本国憲法第96条の改正に反対する陳情書
- 15 一般質問
- 16 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（総務文教常任委員会）
- 17 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（産業建設常任委員会）
- 18 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（議会運営委員会）
- 19 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（行財政構造改革調査特別委員会）
- 20 議員の派遣について

### ○追加議事日程

- 1 意見案第5号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 2 意見案第6号 原発のない北海道の実現を求める意見書
- 3 意見案第7号 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書

○出席議員（10名）

議長	10番	逢見輝	続君	1番	鶴谷啓	一君
	2番	岩間修	身君	3番	中村光	広君
	4番	本間鉄	男君	5番	堀	清君
	6番	高野俊	和君	7番	木村輔	宏君
	8番	真貝政	昭君	9番	工藤澄	男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本	間	順	司	君
副	町	田	口	博	久	君
教	育	成	田	昭	彦	君
総	務	小	玉	正	司	君
会	計	白	岩		豊	君
財	政	三	浦	史	洋	君
民	生	佐	々	容	子	君
保	健	佐	藤	昌	紀	君
産	業	村	上		豊	君
建	設	本	間	好	晴	君
幼	児	宮	田	誠	市	君
教	育	山	本	耕	弘	君
総	務	五	十	満	美	君
財	政	高	野	龍	治	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	主任	野	村	忠	弘	君
			兼					
			総					
			務					
			係					
			主任					

開会 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。

7番、木村議員につきましては、所用により午前中欠席の連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成25年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番、高野議員及び8番、真貝議員のご兩名をご指名いたします。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（逢見輝統君） ここで、去る6月17日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る6月17日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月20日から21日までの2日間とするものであります。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、議案第36号と議案第37号は関連がありますので、一括議題とし、質疑、討論はそれぞれを一括で、採決は議案ごとに行うこととします。また、3件ほど上がっております陳情でございますが、総務文教常任委員会に付託されておりました陳情第3号については常任委員長より採択の報告があります。陳情第6号、第7号については、委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月20日より6月21日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月20日より明日6月21日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成24年度5月分と平成25年度5月分の例月出納検査結果、平成25年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会結果の2件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） おはようございます。本日、平成25年第2回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄大変ご多用の中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、補正予算案が1件、条例案件が3件、規約の変更が2件、そして計画変更に関するものが1件、報告が1件の計8件をお願いするものでありまして、詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますので、それぞれご審議の上、ご決定、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、第1回定例会において平成25年度の町政執行方針を申し述べたところでありますが、今回は改選後の最初の定例会でございますので、恒例の行政報告に加えまして私の4期目の所信をあわせて申し述べさせていただきたくお許しを賜り、しばらくの間お聞き取りを願いたいと存じます。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故の発生以来、福島県双葉町の役場機能が約2年3カ月ぶりに埼玉県から地元福島県のいわき市に戻ったということではありますが、これは決してUターンではなく、あくまでもLターンであり、故郷にたどり着くまでにはまだまだ苦難の道のりが待ち受けているわけであります。そのような中、金融緩和策という第1の矢を放った安倍内閣のアベノミクスは、急激な株高円安を誘発してさい先よいスタートとなり、続く第2の矢である財政出動は大型補正予算が生まれ、本町においても管内随一の恩恵に浴して早期の工事発注ができたものもあって大変喜んでいただいておりますが、ここに来て国内外のさまざまな要因、思惑が絡んで相

場の乱高下が起きており、以前の水準にまで戻ってしまっただけではないかとの懸念が渦巻いているところであります。また、経済政策と財政規律という二面性を持った骨太の方針が閣議決定され、第3の矢として放たれたばかりでありますが、安倍総理は参議院選挙をにらみながらの次の手として税制改革の前倒しも考えているようであります。

それでは、初めに総務企画関係から申し上げます。懸案でありました防災無線整備事業（同報系）につきましては、既にご承知のとおり去る4月15日に指名競争入札を執行した結果、橋本・平野経常建設共同企業体が、ちょっと訂正願いたいと思います。2億6,700万円と訂正願いたいと思います。で落札し、4月19日開催の第1回臨時町議会で議決をいただき、正式に契約締結を了したところであります。平成22年の豪雨災害から3年を要し、議員の皆さんからも対応が遅いとおしかりを受け、心配をおかけしましたが、本来の社会資本整備総合交付金に加え、このたびの国の補正予算による地域の元氣臨時交付金とのダブルで国の交付金を受けることができることとなり、この間大きな災害もなく、私としても大変安堵したところであります。今後戸別受信機の設置についての説明会を各町内会ごとに開催し、設置作業がスムーズに進行するよう努めてまいります。なお、この件につきましては5月27日開催の町内会長会議においても説明し、協力方をお願いしているところであります。

次に、泊原子力発電所関連であります。新年度に入り、北海道からはテレビ会議システム、音声会議システム、広報連絡車、防護服、防護マスク、衛星電話などの防災資機材の配付を受けておりますが、UPZ各町村には今年度から原子力防災対策費補助金が定額で交付されることとなって今定例会で補正計上しており、補助金の一部は役場庁舎の地下部分を改修し、北海道から配付を受けた防護服等の防災資機材とヨウ素剤の保管場所としたいと考えておりますので、議決方よろしくお願いを申し上げます。また、今年度の原子力防災訓練につきましては、10月8日火曜日に開催する予定と連絡を受けており、訓練内容の詳細等につきましては今後北海道と参加各町村間で詰めていくこととなりますので、内容が見えてきた段階で逐次情報提供してまいります。訓練への参加につきましても議員皆さんを初め、広く地域住民の方々のご協力を仰がなければなりませんので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、新年度から一新となった町のホームページであります。第5次古平町総合計画でも行政情報発信体制の充実対策として位置づけており、町の重要な情報発信手段としてほぼ毎日内容を更新しているところであり、議員の皆様にもぜひごらんいただきたいと思っております。また、新しいシステムではどこの地域の人がどのページを何曜日に見ているかということも数字で把握が可能となっておりますので、半年程度経過した段階でその内容を報告させていただきたいと考えております。

次に、地域コミュニティーの活性化を目的に、昨年度から町内会活動のてこ入れ策として町内会の防災活動や地域清掃活動、研修視察事業などにも対象を拡大した町おこし振興事業補助金の平成24年度の実績につきましては、15町内会17事業に対して合計43万2,385円の補助金を支出いたしました。偏りは見られるものの多くの町内会をご利用をいただいております。今後も地域コミュニティーの中核と言える町内会活動の活性化を側面から支援したいと考えております。また、補助金交付手

続の簡素化を求める意見もありましたが、役場の地域担当職員との協働ということでご理解をいただいているところであります。

続きまして、税財政関係について申し上げます。去る5月31日をもって出納整理期間が終了したことにより、次の表のとおり平成24年度の各会計決算が確定いたしましたので、ご報告いたします。一般会計の実質収支では、1億4,905万9,000円の黒字決算となって、ここ4年間は1億5,000万円前後の傾向が続いておりますが、今年度の要因を最終予算(翌年度に繰り越した6億2,700万円を除く)と比較した場合、歳入では7,100万円の増収となり、うち町税が900万円増、地方交付税が8,300万円増、また町債は2,200万円の減でありました。反面、歳出の予算不用額は7,800万円で、うち総務費500万円、民生費2,400万円、土木費1,100万円、教育費1,200万円、公債費400万円、職員給与費700万円、そして23年度からの繰り越し予算不用額200万円などとなっております。なお、国保会計につきましては広域連合からの還付金などで黒字決算となり、介護保険サービス特別会計につきましては介護サービス収入の伸びにより黒字決算となったものであります。

次に、平成25年度の賦課状況についてご報告を申し上げますが、個人住民税につきましては特別徴収分を5月17日に、普通徴収分を6月7日にそれぞれ納税通知書を発付したところであり、その調定内容は次のとおりであります。本年度の個人町民税は、対前年度比127万円減、率にして1.6%減少であり、平成19年度と比較すると税額は4分の3の水準を割り込んでおり、要因としては所得の減少による納税義務者数の減であります。また、固定資産税につきましては、新築家屋の伸びにより対前年度比193万2,000円の増、率にして2.3%増加し、都市計画税も同様で対前年度比48万2,000円の増、率にして3.4%増加しており、さらに軽自動車税につきましてもわずかながらではありますが、増加傾向が続いている状況にあり、ともに5月2日に納税通知書を発付したところであります。

続きまして、民生関係について申し上げます。「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をサブタイトルにした社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であり、毎年7月の1カ月間を強調月間としてさまざまな運動が展開されておりますが、今年度も北後志5カ町村と余市地区保護司会などの更生保護に携わる関係団体で構成する北後志推進委員会においては7月8日に5カ町村訪問車両パレード、7月29日には北後志住民集会の開催を予定しているところであります。また、当町のみ住民集会につきましては7月25日を予定しており、古平町の小中学生から募集した標語、作文の優秀作品を表彰することとしております。

次に、国民健康保険税の減免措置についてであります。平成20年度の後期高齢医療制度創設により国保単身となった世帯に対する5年間の減免制度が平成24年度で期限切れとなるため、平成25年度以降の急激な税負担を緩和するための措置につきまして、今般地方税法が改正されたことに伴う本町の国保税条例の改正を行うべく提案しております。詳細につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。平成24年度のごみ焼却施設の受け入れ状況と北後志リサイクルセンターの受け入れ状況が報告され、ごみ焼却施設の

6市町村の受け入れ総量は4万4,095トンで、うち古平分は全体量の1.9%、約839トンの搬入で前年比7.5%の減となっており、北後志リサイクルセンターの資源物の受け入れ量は1,545トンで、うち古平分は130トンで前年比6.5%の減となっております。ごみの量は、直接広域連合の負担金に反映されることから、今後とも減量化に向けた方策を進めてまいり所存であります。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。ことし2月中旬ごろから4月上旬にかけて中国各地で発症し、10人以上の犠牲者を出したH7N9型鳥インフルエンザウイルスも、一時は平成21年に全世界的に猛威を振るったH1N1型鳥インフルエンザウイルスの再来を心配するほどの勢いで感染しておりましたが、4月中旬以降小康状態となっているところであります。こうした状況の中、政府においてはH1N1型鳥インフルエンザの教訓及び現在も東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)の変異、あるいは同様な危険性のある新感染症の発生に備えるべく、国民の生命及び健康の保護、国民の生活及び経済に及ぼす影響を最小にとどめることを目的に行動計画等の策定、対策本部設置等の措置、緊急事態における特別措置などを規定した新型インフルエンザ等対策特別措置法を予定より1カ月ほど早めた4月13日に施行し、当該特別措置法に基づく政府行動計画が6月7日に公示されたところであります。なお、当町においても古平町新型インフルエンザ等対策本部条例を3月定例議会で議決をいただいたところであり、今後示される政府のガイドラインや北海道行動計画と整合性を図りながら古平町行動計画の策定作業を進めてまいり所存であります。

次に、5月26日から28日までの3日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した春の住民健康診査に係る結果につきましては別表のとおりであります。受診者数は昨年同時期と同数の140名の町民が受診されており、基本、特定健診の結果では異常なしの比率が2.1%と相変わらず低い状態にあり、ぜひとも指導や精密検査を受けられるようお願いするものであります。また、特定健診の結果につきましては、受診者94名のうちメタボ基準にかかわる方が男女合わせて16名、予備軍が同じく9名の合計25名であり、そのうちの特定保健指導対象者は積極的支援が2名、動機づけ支援が5名となっており、それ以外は現在治療中の方などで特定保健指導の対象外となっているのであります。この結果、古平町のメタボの状況につきましては、該当者は男性の方が全国水準を下回ってはいるものの女性の方が少し上回っており、予備軍につきましては男女ともに全国水準を下回っている状況となっております。なお、事後指導につきましては医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を来る6月25日、26日の2日間で実施する予定となっております。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農林関係であります。春先の天候不順による低温や日照不足の影響で畑が乾かず、作付おくれ等による生育が心配されておりましたが、5月下旬の好天によってやや挽回しつつあるものの生育おくれは改善されず、おおむね1週間程度のおくれということであり、作柄別ではアスパラの収穫が春の低温等の影響で一昨年から引き続いての不作となっております。また、水稲につきましては、同じく5月上旬までの天候不順による低温、日照不足によって作付がおくれ、1週間おくれの6月1日に田植えが始まり、その後も訂正願いたいと思います。その後の字句は削除しまして、最近終わったばかりと伺っておりますとつけ加えていただきたいと思います。なお、本町の特産品であるハウスイチゴの収穫につきましては、特

に天候の影響もなく、順調に出荷されております。

一方、第65回古平町農業協同組合通常総会が去る4月13日に開催され、今年度の事業計画等が決定されたところでありますが、平成23年度から実施されております農家戸別補償制度につきましては大きな制度の見直しもなく、名称を経営所得安定対策と改めて引き続き継続事業として取り組むべく準備を進めているところであります。また、本道にとっての最大の関心事となっておりますTPPの問題であります。政府はこの7月から交渉に参加することを明言しており、米等の重要5品目の関税撤廃の例外化を勝ち取ることは至難のわざではないかと思っているところであり、なお視界不良の状況に変わりがないのであり、しっかりと注視してまいる所存であります。

次に、林業関係であります。森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させることを目的に現在山づくりを進めており、平成16年度より実施しておりますチョペタン林道及び泥の木地区における下刈り事業につきましては目下計画を進めているところであり、また未来につなぐ森づくり推進事業では基幹作業道泥の木線終点付近での天然林、人工林の除伐も計画いたしております。

次に、工事関係であります。初めに北海道発注の工事の西の沢川予防治山工事は、測量委託業務の入札を6月中旬ころに予定し、ダム本工事の発注は10月中旬の予定とのことであります。また、北海道森林管理局石狩森林管理署発注の丸山地区の落石防止工事は、当初6カ年（6工区）で実施する計画でありましたが、昨年度の予算配分によって既に4工区が前倒しで実施されており、本年度においても1工区がゼロ国債工事で3月25日に発注となり、石狩市浜益区の岸本産業株式会社が1億395万円で落札し、10月31日までの工期で施工中で、今月10日現在の進捗率は25%となっております。また、残り1工区につきましては、7月中旬の入札執行予定とのことであり、本年中に落石防止工事は全て完了予定となっております。なお、町発注工事の林道チョペタン線小規模林道整備事業（地域づくり推進事業）のり面保全工事（60メートル）及び森林専用道鼻垂石線開設事業（800メートル）にかかわる測量業務委託の入札につきましては、7月に執行を予定しているところであります。

次に、水産関係であります。東しゃこたん漁業協同組合古平地区浅海漁業部会が主体となって実施しているウニ種苗放流事業につきましては、例年同様知内産エゾバフンウニの人工種苗20万粒を中間育成するべく、5月16日に古平漁港の静穏域を利用した育成かごに収容したところであり、今後種苗の状態や水温を監視しながら7月上旬をめどに放流することとなっております。さらに、同組合では6月7日の早朝羽幌町から搬入されたニシン稚魚4万6,000尾を古平漁港から放流いたしており、今後の来遊に期待をしているところであります。また、国直轄事業で実施するマイナス3.5メートル岸壁の改良や衛生管理施設（屋根）等の整備につきましては、去る5月24日に入札が執行され、勇・近藤経常建設共同企業体が2億6,670万円で落札しており、今後は衛生管理施設（屋根）の背後に本町が建設する荷さばき施設工事との工程を調整しながら年度内の完成を目指してまいります。

次に、東しゃこたん漁業協同組合（古平地区）の平成24年度の水揚げであります。数量では対前年度比491トン減の3,811トン、金額では8,700万円減の11億9,700万円となり、要因としてはニシンやイカ、エビなどの不漁によるものであります。平成24年度を初年度とする経営改善見直し5



カ年計画にはさほど影響を及ぼさない水揚げ高であると同っております。一方、加速する円安を背景とした原油の高騰により、全国的に見るとイカ釣り漁業の一斉休漁や出漁調整など漁業経営を圧迫している問題で、水産庁は6月上旬燃油価格が一定水準を超えた場合に国が負担する割合をふやす方針を示しましたが、このまま燃料高騰が続けば漁業経営が危機に直面するおそれがあることから、関係機関と連携しながら国に対しての要請をしまいたいと考えております。さらには、日本政府のTPPへの交渉で漁業補助金が問題にされており、交渉の結果次第では漁港などのインフラ整備や水揚げ、貯蔵施設等の補助金が禁止になるおそれがあり、懸念しているところであります。また、TPP参加によって水産物の輸入が促進され、魚価安に拍車がかかって厳しい漁業経営を強いられかねず、今後こうした経済状況や国の動きを注視しながら関係機関と連携を強めてまいります。

次に、商工労働関係であります。古平町商工会の通常総会が去る5月17日開催されて今年度の事業計画等が審議されたところであり、平成21年から実施しているプレミアム商品券の販売につきましては昨年度実施したアンケート結果を踏まえながら年金受給者、障害者に配慮し、年金受給日以降等でも購入できるよう予約販売の実施や販売時間の延長等販売方法に工夫を凝らし、来る8月2日に販売することが決定されたと同っております。また、労働の緊急雇用創出事業につきましては、昨年度の漁協に対する浅海資源保護（密漁パトロール）事業にかわる新たな雇用を見出す事業として、本年度から学校生活上の介助や学習上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置という事業を行っており、密漁パトロールにつきましては水産関係予算の中で継続して実施してまいります。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の利用者も一昨年3月のオープン時には町内外問わず大変盛況でしたが、一段落した平成24年度実績は約1割減となり、ある程度想定された数字だと思っております。しかし、本町にとっては数少ない観光施設の一つでもあることから、閑散期の割引回数券の発行や健康教室の開催、あるいは他町村の温泉施設と連携したスタンプリー等広域的な集客体制の構築など、さらには昨年温泉交流広場で開催したしおかぜ夏まつりにつきましても開催時期等を再検討し、町内関連観光施設との連携を図りながらよりよいサービスを実施し、集客を図ってまいりたいと考えております。また、家族旅行村は、5月1日木曜日から10月上旬までの営業を予定しておりますが、なかなか春の暖かさが訪れず、ゴールデンウィークでは客足がおくれて利用者が減少しており、あいランド広場パークゴルフ場につきましても同様で、残雪の影響により例年4月20日ごろのオープンが昨年の5月5日のオープンよりさらに遅い5月11日のオープンとなってしまいました。なお、営業は11月中旬まで予定しています。

一方、6月3日に古平町観光協会の通常総会が開催され、本年度の事業計画等が決定されておりますが、漁協祭につきましては本年は去る6月9日から開催されており、より多くの商店に協賛参加出店をいただきながら町内連携によるより多くの集客を目指すこととし、9月までの計4回開催を計画しているところであります。ちなみに、9日に開催した漁協祭の来場者数は、昨年実績（約1,900人）をはるかに超える約3,500人の集客をすることができましたが、要因としては天候やテレビPRのほか、札幌周辺の方々に漁協祭が新鮮な魚介類の販売やその場で気軽に焼いて食べれる等

のよさが認知されてきたと思われることに加え、このたびはよさこいソーラン祭り見物に来たと思われる本州ナンバーの車が見受けられたことが新発見であります。今後の開催に期待したいと思っております。現在小樽市が小樽港への大型客船誘致に向けた活動を展開してきた中で、今般小樽市や北後志の各観光協会等で構成する新組織が結成されたことに伴い、本町観光協会もこれに参加し、北後志各観光協会と連携しながら誘致活動に協力するとともに、本町にもすばらしいロケーションがあることから、それをアピールし、さまざまな資源、施設、自然等を活用した体験型観光とあわせてクルーズ客船の乗客を呼び込めればと期待を寄せているところであります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成25年度の公共工事の概要を申し上げますが、去る6月5日に小樽開発建設部小樽道路事務所長が来庁し、説明を受けた平成25年度の小樽開発建設部の事業の中で本町住民の日常生活圏域に係る主な事業の概要は次のとおりであります。1、国道5号忍路防災工事は、忍路トンネル及び桃内トンネルを廃止して新たなルートに新忍路トンネルを建設するもので、道路整備区間延長3.5キロメートル、全体計画事業費が115億円で平成29年度までの完成を目標としております。2、国道5号塩谷防災工事は、笠岩トンネル及び塩谷トンネルを廃止し、新たなルートに新トンネルを建設するもので、道路整備区間延長が1.5キロメートル、全体計画事業費を70億円として完成は平成28年以降になるとしているものであります。3、国道5号耐震補強（継続）工事では、フゴッペ橋かけかえ工事を平成25年度中に完成させる予定としております。4、国道229号梅川登坂車線設置（継続）工事は、今年度1,300メートルの登坂車線を翌年3月までに完成するとしており、中央分離帯設置など含めた完全な道路は平成26年度中完成としております。5、国道229号古平橋耐震補強（継続）工事は、橋脚の補強や落橋防止装置等を翌年3月までに完成するとしております。なお、工事着工は11月以降となります。6、国道229号古平港町雪崩防止柵設置（新規）工事は、翌年3月までに完成することとしております。

次に、北海道が行っている工事についてであります。5月末現在の河川及び道路工事につきましては以下のとおりでありますので、お目通しいただきたいと存じます。

次に、古平町が実施する工事ではありますが、現在発注済みの工事は以下の表のとおりでありますので、お目通し願いたいと存じますが、進捗率につきましては6月15日現在のものであります。なお、今後の発注予定工事は、高齢者複合施設等整備工事、浜町清丘線配水管布設がえ工事、防災備品庫設置工事を7月5日に入札する予定で準備を進めているところであります。

次に、今年度から新たな事業として今後3年間実施してまいります住宅リフォーム補助金事業であります。去る4月19日に事業者説明会を実施しましたところ、町内14事業者のご出席をいただきました。その結果、5月末現在の申請件数は10件で補助金額262万7,000円となっており、6月12日付で補助金交付決定書を申請者に交付いたしてしております。なお、予算枠は900万円ですので、まだまだ余裕があり、以後随時申請を受け付ける旨7月号町広報でも周知を図ってまいりますので、ご利用願いたいと存じます。

次に、去る5月8日に後志総合開発期成会の総会が開催され、平成26年度に向けたさまざまな提言、要望がまとまったことを受け、これが道内要望を同22日に小樽、後志、28日には札幌方面を終えて上京し、中央要望を30日に北海道新幹線や高速道路及び一般国道などの期成会、協議会による

要望活動とあわせ、逢見議長ともどもそれぞれ要請活動を行っております。なお、例年どおり平成26年度後志地域開発予算市町村要望事業を添付しておりますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

続きまして、4期目の町政を担わせていただくに当たりまして私の所信を申し述べさせていただきますと存じます。いつも申し上げておりますが、本町の財政は税等の自主財源が乏しく、常に国の地方交付税に依存しなければならない脆弱状態にあることはご承知のとおりで、平成13年の就任以来まさかの交付税縮減モードに突入したことによって庁舎改築の機運は断たれ、にわかに平成の大合併の渦中に巻き込まれて翻弄されたのでありますが、幸か不幸か成立せずに今日に至っております。

この間、1期目の仕事は継続事業に加えて老朽化施設の更新、あるいは制度の創設や基準強化に伴う新たな施設の建設を余儀なくされた大型投資の時期でもありましたが、交付税の減額は2期目以降の仕事を財政の立て直しに傾注せざるを得なくしてしまったのであります。

本町は、平成16年度を初年度として21年度までの行政改革実施計画を樹立したのでありますが、樹立直後に再び起きた交付税ショックを背景にさらなる強化を図る観点から、18年度からは行財政構造改革プランを策定して平成22年度までを集中改革期間と位置づけ、身の丈に合った行政運営を目指しながら議員各位及び町民皆様のご協力をいただき、着実に推進してまいったところであります。これによって国の財政健全化の判断基準をクリアできたものであり、23年度以降においてもこのプランをベースとしながら現在に至っております。

しかし、これまで幾度となく社会経済情勢は激変の一途をたどってきており、リーマンショックを背景とした100年に1度と言われる世界的な大不況はいまだに回復しておらず、きわめつけは我が国で起きた東日本大震災で、原子力災害を伴った未曾有の大災害となって全世界を震撼させたものであります。このように目まぐるしく変化するさまざまな状況の中で、2期目は財政の立て直しに没頭したものの、やはりその反動は大きく、特に中国四川省で発生した大地震は小学校建てかえの起爆となったものであり、さらには国のさまざまな臨時交付金制度は強力な後押しとなって3期目の大事業を実現ならしめたところであります。また、この間平成22年に約50年ぶりに発生した大雨災害や前述の東日本大震災は防災対策の重要性を痛感させ、衰退する第1次産業の振興対策や閉校となった旧古平高校の跡地利用など新たな課題が浮上してまいったところであり、4期目の重要施策として防災無線の設置事業、衛生管理型水産物荷さばき施設の建設、そして旧古平高校を利用した高齢者複合施設の建設を今年度中の完成を目指して推進し、加えて第6次の介護保険計画の中での特養の建設や役場庁舎の建設を確かな道筋をつけるべく推し進めてまいる所存であります。

町政を進めるに当たっての私の信条は変わっておらず、第5次総合計画の柱となっておりますが、いま一度新しい視点も加えながら街づくりを、街は平仮名のまちでございます。を進めてまいりたいと考えております。特に産業全体の活力が低下している中、第1次産業では漁業資源の確保や付加価値を高め、農業構造や農地の活用の見直し、商工業や観光産業は改めて業界の結束を図りながら振興策を練り上げ、活力を取り戻してまいります。また、防災、減災対策につきましてはハード、ソフト両面で万全を期するとともに、各種マスタープランや長寿命化計画により住宅の改善や下水

道の普及促進、あるいは除排雪を含む道路、河川の維持改善、さらには火葬場の改修も視野に入れた環境衛生対策に取り組んでまいります。さらには、高齢者世帯の増加が著しい本町では単身での生活維持に困難をきわめる方が多く、加えて要介護高齢者の増加も顕著となって福祉施設の設置ニーズがより高まっており、民間活力を導入しながらさまざまな福祉施設の充実や地域医療の確保を図ってまいります。

先ほど申し上げましたように、古平小学校の建てかえという一大事業が終わって教育環境の整備が整った中、互いに勉学に励んで親を敬い、他人に感謝しながらふるさとを誇りに思い、未来のロマンを語れるような想像力豊かな心を育む教育に取り組んでまいります。

最後に、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」を合い言葉に町民とともに行政改革や広域連携を進めながら財源を確保し、たとえ長い道のりであっても着実に一步步夢と希望のあるまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、そして町民の皆様には特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

現在アベノミクスを背景とした一部の好況業種が全体の景況感を押し上げて好転の見方もありますが、やはり都市中心型に変わりがなく、地方にとってはほど遠い感があります。

つい先日G8サミットでアベノミクスが大筋で認められたところではありますが、閣議決定された骨太の方針では財政規律との関係が懸念されるなど、先行き不透明感が取り沙汰されたところであり、その後の新聞報道を目にする限り小泉改革時代の骨太の方針が頭をよぎり、参議院議員選挙後の地方財政への締めつけを心配しているところでもあります。そのような意味からして、来年度の国の予算編成は厳しくなるものと覚悟しながら心を引き締め、まちづくりを進めてまいる所存であります。

以上、4期目の所信を述べながら行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。平成25年第2回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、3月15日に古平中学校の卒業証書が授与された3年生の公立高校の合格発表が3月18日にあり、28名の卒業生の進路先がそれぞれ次のとおり決定いたしました。

4月2日に小中の校長を含め7名の転入教職員の辞令交付式を終え、4月5日に小中学校の入学式が挙行されました。小学校13名、中学校16名の新入生を迎え、古平小学校98名（10クラス）、古平中学校58名（3クラス）の児童生徒で平成25年度の教育活動がスタートいたしました。

教職員については、古平小学校では長期欠勤職員1名、育児休業職員1名、中学校では育児休業職員1名がおり、期限つき教職員を配置して対応しております。昨年度に引き続き道教委より、小学校では指導工夫改善と通級指導、中学校では巡回指導のそれぞれ加配教員を配置していただき、また学習面において理解が不十分な児童に対する個別指導を図り、確かな学力を身につけさせるこ

とを目的に指導体制のさらなる充実を図るため、本年度小学校に町独自で特別支援教育支援員を1名増員して学級経営に当たっております。

平成25年度各学年の児童生徒数、担任については次のとおりでございます。

小学校では、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づき、永久歯の虫歯予防である集団フッ化物洗口について関係機関の協力をいただきながら検討してきましたが、学校歯科医、薬剤師の意見も参考にしながら教職員や保護者への説明会を開催し、実施について理解を得ることができ、去る4月11日より3名の児童を除いて週1回、毎週木曜日に実施しております。

本年度が7回目となる全国学力・学習状況調査は、小学6年と中学3年を対象に去る4月24日に全国の小中学校で一斉に国語、算数、数学が行われ、本校では中学校で1名の生徒が病欠でしたが、小学校19名、中学校16名が受験いたしました。なお、全国の調査結果については、9月中旬ごろ文部科学省から都道府県別に公表される予定であり、それを受けて北海道教育委員会では14管内別の平均点の公表を行う予定であります。

小学校では、過去十数年間中学校グラウンドを借用して行っていた運動会を議員皆様のご理解をいただき、立派に完成したグラウンドにおいて去る5月25日に実施いたしました。雪解けの遅さと一昨日までの雨でグラウンド状態が心配されましたが、当日は水はけもよく、肌寒い天候でありましたが、最高の状態で開催することができ、子供たちも全力を出し切り、心に残る運動会となりました。

教師力の向上を目的に、6月17日に小中においてそれぞれ後志教育局指導主事を招き、公開授業が行われ、終了後の講評では指導主事からそれぞれの授業の取り組みや学校経営に対し高い評価がされておりました。

平成19年に小中学生の非行や犯罪被害の防止を図るため、余市警察署との連携の緊密化をうたった協定、子どもの健全育成サポートシステムを締結しておりますが、今回いじめの項目を新たに追加していじめが原因となった事件や事故への発展を未然に防ぐことを目的に、余市署と北後志5カ町村教育委員会が連携を密に行っていく変更協定を6月4日に余市警察署にて締結いたしました。

昨年度より小学校に栄養教諭を配置し、食に関する自己管理能力を身につけさせることを目的に食育授業や給食だよりの発行に取り組んでおりますが、本年度は地場産米だけでなく、副食についても古平産食材を活用した給食に取り組んでおり、5月8日の給食には手のひらカレイの空揚げが提供され、児童生徒から大変好評だったと聞いており、内容については6、7ページに給食だよりに添付してございます。6月5日の給食には、ホッケのすり身汁とメンチカツが提供されました。

次に、生涯学習、スポーツについてであります。このたび社会教育委員の皆様のご協力をいただき、今後5カ年の古平町社会教育推進の指針とすべき第3次古平町社会教育中期計画を策定いたしました。これに基づき町民の総合的学習ニーズを把握しながら見直しを行い、町民が自主的かつ積極的な学習活動を行えるよう生涯学習推進体制整備充実を図り、支援に取り組んでいかなければなりません。

青少年教育並びに高齢者教育の一環として行っている少年少女わんぱく王国とたけなわ学級への登録者、わんぱく32名、たけなわ58名を迎えて4月29日に合同の開講式を行い、その後第1回目の

事業である海洋クラブ主催のクリーンキャンペーンに参加いたしました。ちなみに、全町挙げてのクリーンキャンペーンへの当日参加者は196名で、ごみ収集量は800キログラムでした。

集中した学習環境の提供と学習支援を行うことにより、児童の学習習慣の定着や基礎学力の向上を目的に実施している放課後ふるびら塾は、34名の登録があり、今年度は新たに北浜哲元校長を先生に迎え、3名体制で5月16日から毎週木曜日に実施し、5月は3回開催し、延べ87名の参加者がありました。

年々高齢化により加盟団体が減少している古平町文化団体連絡協議会の平成25年度の総会が6月4日に開催され、現在文化会館を拠点に活動している大正琴サークル、グループサウンドワールド古平から加盟申請があり、総会において承認され、文連協に加盟する14団体が秋に開催される文化祭作品展示会、発表会の成功に向けて練習に励んでまいります。

4月20日に古平野球スポーツ少年団の結団式が行われ、20名の選手が加入いたしました。ことしは、6年生主体のチーム編成で、布谷新キャプテンからは全道大会優勝を目指しますという力強い決意表明がありました。なお、予選となる後志大会は、6月22日から24日までの3日間倶知安町で開催されます。

B & G財団の補助をもとに、昨年度のプール改修に続き、本年度は海洋センター体育館屋根と暖房機の改修を計画しておりましたが、5月13日に財団より古山常務理事が来町し、町長へ1,720万円の助成決定通知書が手交されました。それに合わせて5月21日に工事入札を執行し、株式会社福津組が2,590万円で落札しました。

6月1日から海洋センタープールがオープンし、当日は55名の町民の方々が訪れておりましたが、昨年度改修した水中歩行専用コースの利用者が目立っておりました。なお、本年度のプールの営業は9月30日まで予定しております。

毎年体育の日に開催している第38回古平ロードレース大会に向けて、第1回目の実行委員会が去る6月10日に開催され、大会役員の選任と組織体制、予算案が承認されました。今後昨年度の反省等を踏まえ、会議を重ねながら大会の成功に向けて早い段階から準備作業を進めていかなければなりません。

教育委員会の所管する全ての外郭団体が平成25年度の総会を了し、新たな事業活動が展開されてまいります。教育委員会といたしましても昨年度以上に学校教育、生涯学習、文化活動、スポーツ活動、それぞれの充実を図ってまいりますので、議員皆様方のお力添えを賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第32号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第32号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第32号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、項目としては歳出項目4点ほどございます。

総額といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ676万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ31億7,893万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び金額、補正後の金額につきましては、第1表、2ページから5ページにございます歳入歳出予算補正に載せてございます。

また、今回地方債の変更がございまして、これにつきましては第2表、6ページにございます地方債補正に載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。3款2項2目幼児センター費でございまして、既定の予算に125万9,000円を追加しまして、3,661万2,000円とするものでございます。これにつきましては、広域入所児童がふえたことによる増額補正でございまして、広域入所の負担金としまして、当初予算では1名分計上してございました。112万円計上してございました。今現在5名ということで、4名分の増額でございまして、ただ、この4人のお子さんの部分でも期間が1年間ではなくて、2人につきましては5カ月間、もう残り2人につきましては1カ月とちょっと、9日間ぐらいということで金額的には小さいものとなっております。この部分の補正額としまして125万9,000円を追加しまして、トータル237万9,000円とするものでございます。

続きまして、4款1項2目保健事業費でございまして、補正前の金額に153万4,000円を追加しまして、1,757万6,000円とするものでございます。賃金でございまして、これにつきましては、保健師の部分で欠員が1名ございまして、その部分で保健師さんの事務作業の部分で代替職員ということで臨時職員の賃金を計上させてもらっております。4月、5月分につきましては予備費のほうから充当させていただいております。6月以降の10カ月間1名分ということで153万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、9款1項2目災害対策費でございまして、既定の予算に397万2,000円を追加しまして、2,004万6,000円とするものでございます。中身としましては、原子力防災対策の経費及び空き家解体工事の部分でございまして、まず、原子力防災につきましては、後で歳入のほうでご説明いたしますが、北海道のほうから定額441万円限度ということで補助金が来るとということで、それに見合うような歳出構成となっております。9節旅費につきましては、原子力防災関係の研修会なり放射

線モニタリングの研修、また道の避難訓練の参加、担当者の会議、もろもろございます。そのようなものをトータルしまして、31万5,000円追加させていただくものです。また、需用費につきましては消耗品費を15万円、工事請負費につきましてはまず空き家の解体工事ということで本町地区のほうで廃屋、危険な部分がございますので、町が緊急撤去する費用72万円を計上させていただきました。また、役場庁舎の防災備品庫の改修工事、これにつきましては先ほどの原子力防災対策ということで町長の行政報告にもございましたように防護服などの資機材、またヨウ素剤の保管場所としまして役場の地下部分、昔の当直室を中心にした一帯を改修する工事でございます。最後に、備品購入費66万円、これはそちらの備品庫のほうに入れるロッカー12台分の経費66万円を計上してございます。

続きまして、歳入のほう、7ページ、8ページをお開きください。13款1項1目民生費負担金、既定の予算に1万円を追加しまして、2億724万6,000円とするものでございます。4節児童福祉費負担金1万円、これ歳出のほうでご説明しました広域入所の部分に関する国からの負担金でございます。当初1名分につきまして24年度の保育単価で計上せざるを得なかったもので、そう見ておりました。このたび25年度の保育単価が示されたことによりまして、その部分で増額になるということで1万円追加させてもらうものでございます。

14款1項1目民生費負担金、既定の予算に5,000円を追加しまして、1億3,469万2,000円とするものでございます。6節の児童福祉費負担金5,000円ということで、国のほうが対象経費の2分の1、道のほうが4分の1ということで5,000円の追加でございます。

続きまして、2項7目消防費補助金、こちらのほうは新たにこの目を新しく設けてございます。441万円の追加でございます。1節災害対策費補助金、原子力防災対策事業費補助金ということで道から来る定額補助金441万円限度をそのまま載せてございます。これにつきましては、UPZ圏内、半径30キロ圏内の部分で地元の4町村を抜かした残り9町村に定額441万円ということで、それが限度額ということで補助されるものになっております。

続きまして、19款4項2目雑入、既定の予算に324万円を追加しまして、4,359万5,000円とするものでございます。雑入、その他収入で324万円、財源調整でございます。

ページめくっていただきまして、9ページ、10ページ、20款1項5目消防債、既定の予算から90万円を減額しまして、1,080万円とするものです。2節防災対策事業債、災害備蓄庫の起債でございますが、振興局のほうに起債のヒアリングに行ってまいりました。当初予定、町のほうで考えておりました過疎債のソフト分ということで協議してまいりましたが、その対象にはならないということで、この部分すっぱり減額させていただくものです。この財源、災害備蓄庫の財源につきましては、先ほどご説明した道補助金441万円の中で賄おうと考えてございます。

以上、提案理由の説明ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
○5番（堀 清君） ページ数、11ページなのですが、まず子供さんのことなのですから、当町にも立派な保育施設あるのですけれども、そういう中で三、四年前から別なところに預けているという、そういう親御さんが結構出てきているのですけれども、これはどうしてもそっち



のほうに預けたいというか、考え方とすればどのような対応しているのかということをお聞きしたいのですが、

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） ご質問にお答えします。

広域入所の関係は、本人の適当な理由で余市なり積丹なり、つまり違う保育所に行きたいといっても入れるものではございません。それで、当然お子さんの保護者がほかの町村で働いていたりしてどうしてもお子さんの登園、それから帰りなどうまく迎えに行くことができないとかいろいろな部分がありまして、それをきちっと整理しまして、それに該当する部分についてのみだけ広域入所を決定してございます。

○5番（堀 清君） そうすると、例えば当町の保育園が要するに事業としての展開の中で他町村と比べた場合にどうのこうのということではないということなのですね。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） どうのこうのでないって何を意味しているかちょっとわかりませんが、ほかの町村と比べてどうのこうのでない、あくまでもうちの保育所、それから町外、管内の保育所、それぞれでもって同じ協定のもとでもってお互いに広域入所を許し合っているというような状況です。

○4番（本間鉄男君） 1つは、今の保育所の入所の関係でもう一言聞きたいのですが、一応前からそういう仕事の事情でということで答弁されています。その中で私たちも理解しているのですが、ほかの町村、この近隣であれば大概美国というか、積丹町と余市なのなのですが、事例として積丹だとか余市、それが例えば古平に来ているだとか、そういう事例というのがあるのでしょうか、その辺をまず1つお伺いしたいと思います。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） ここ二、三年はほかの町村からうちの保育所が受け入れたことはありませんが、その以前は受け入れてございます。ここ二、三年はほとんどうちのほうから積丹、それから余市、それから遠くでいくと小樽まで広域入所を受け入れてもらってございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、消防費の中の15節の工事請負の中の空き家解体工事請負費と、これ本町で民家ですが、かなり危険だなどというところではないかなと思うのです。それで、実際にこういうことが今後起き得ると思うのですが、そういう場合にどの辺の基準をもって町で代わりというか、していくのか。それと、例えばやった場合に本人に請求できる場合とできない場合があると思うのです。その辺が今後の町の課題になってくるのかなと思うのですが、その辺を含めて町ではどのように対応していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） この空き家の解体の工事費の関係でございまして、これにつきましては一般質問にもありましたけれども、まず町で我々の把握したのが昨年、工藤議員のほうから役場のほうで私も聞きました。そういうことで現場確認して状況は把握してございました。それが昨年の12月、強風のときに大きくトタンがめくれたり、そしてことしの春になって一冬越して相当傷んだと、そういうことで近所から春先の強風、そういうことで苦情も参りました。そういうことございまして、町のほうでも検討したのですが、前々から議会でも町として答弁してご

ございますけれども、財産権、簡単に他人のものに町といえども手つけることはできないのです。ただ、今回は所有者が亡くなっていると、それと奥さんの状況、それと息子さんの状況、それぞれ詳しく行政としてプライバシーに反しない限りである程度調べた結果、本人に資力なり、そういうのが相当欠けていると、それと連絡もつかない状況もございました。そういうことで町としては、人の財産に手つけるわけでございますけれども、民法の前にも言いましたけれども、事務管理というのがまずございます。そういうことで万やむを得ず、逆に言えば所有者の利益みたいな、利益といいますか、人に害を与えないと、与える前に町でなくても隣の人でもできるのですけれども、事務管理というのがあります。それを用いまして万やむを得ず町で取り壊したと、そういう事情でございます。

それから、これは請求するのかと、きょう新聞、小樽市の事例も載っていましたけれども、条例でやった行政代執行、これ手続物すごい面倒でございますけれども、当然請求することになります。そして、今古平町で万やむを得ずやった民法による事務管理、これについても請求することができます。そういうことでこの金額につきましては母親、それと息子さんに請求いたします。

○4番（本間鉄男君） 私も、間違えなければ、お母さんが亡くなったというようにお話も聞いておりますけれども、例えば残された土地そのもの、今度それが相続というか、そういう形で誰かが、名義変更というのはいつするかというのはまたちょっと別な問題ですけれども、その土地に対しては相続というものが一応手続するしないにかかわらずあると思うのです。だから、そういう土地の今度所有権、そういうものと解体の費用だとか、そういうものがどのように今後なっていくのかなということでもって、例えばその土地の所有者に対して逆に請求権をしていくのか。また、私の記憶で間違いなければ、その亡くなった方の兄弟というのがたしか古平にいたのでないかなと思うのです。その辺も含めてこの土地に関する部分、このまんまであれば固定資産税ももらえないだろうし、本人の土地なのか借地なのか私もちょっと存じ上げませんけれども、その辺も含めてどのように考えておりますか。

○総務課長（小玉正司君） まず、土地と建物は当然分けて考えなければだめでないかなと思います。そういうことで土地につきましても亡くなった旦那さんの所有でございます。そして、建物についても土地についても旦那さんが亡くなった段階で相続が発生します。その相続の権利は、奥さんと息子さんにあります。今回は、その建物について町では事務管理ということで取り壊したと、そのお金は請求すると。ただ、土地についてこれから仮に奥さんなり息子さんが相続の登記をして第三者に売り渡す、そういう形になってもその第三者に対して町が、その土地に建物があったからということで町がその人に対して請求すると、そういうことではないと考えてございます。

○8番（真貝政昭君） 8ページですけれども、原子力防災対策事業費補助金が載っていますけれども、この額の決定について説明お願いできますか。どういう基準でこの額になったのかということです。

○総務課長（小玉正司君） 額の基準でございますけれども、詳しくというか、それは聞いてございません。441万円の定額だと、そういうことでちょうど春先道のほうから職員見えて説明があったと。そして、今年度から来年度以降引き続きこの441万円が毎年のように補助金として古平町に交付

されると、そういうことをございます。

○8番（真貝政昭君） そしたら、来年度以降も今回の危険家屋みたいなのにこういう感じで使えるのですか。

それと、町長の行政報告の中に北海道から配付を受けた防護服等の防災資機材とヨウ素剤とくだけがあります。その保管場所として、歳出のほうで役場庁舎の1階部分に工事をする、それからロッカーも購入してそういう配付された備品の保管をするという理解になると思うのですが、町長が述べられている防護服の支給される数だとか、それからヨウ素剤というのはたしか道か国の指示のもとに飲ませるかどうかというのを決定されると思うのですけれども、これの具体的な内容について説明をしてください。

○総務課長（小玉正司君） まず、ちょっと訂正といいますか、1点目の空き家解体にも使えるのかということ、これは全く違います。これは使いません。空き家に関しては一般財源でございます。

それと、庁舎の地下の改修しての備品庫、備品室、その改修でございますけれども、防護服については139着です。これは、一般住民でなくて、その対策に当たる役場職員、消防職員、消防団員用ということで139着が支給になってございます。服、それから靴も、それから帽子だとか軍手、さまざま139人分でございます。それと、ヨウ素剤でございますけれども、これについてUPZ圏については今配付になって、その使用方法につきましても今まさに規制委員会で使用方法なり具体的なのが出てきて、それをもとにして道で防災計画を修正すると、それに基づいて町でも原子力防災計画、それに追加していくという形で、まだ詳しくは私どもも把握していないのが状況でございます。

○8番（真貝政昭君） それと、12ページの保育所の広域入所の関係なのですけれども、短期間の町外の施設の利用という、この特徴について何か説明できるものありますか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 短期間の一つの例としましては、積丹のほうでもってお母さんが働くと、働く内容は6月からウニの期間中そちらのほうでもって働くので、時間帯が夜遅くまでなるということでもって、それでもって積丹町との広域入所を決定してございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 議案第33号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、一般職の職員の給料を7月1日から来年の3月31日までの9カ月間5%削減するという内容の改正でございます。

今回の給与の減額の背景でございますが、国家公務員の給与が国の厳しい財政状況と東日本大震災への対処の必要性から、平成20年度分にさかのぼって既に国家公務員は削減されております。このことから、地方公務員の給与削減につきましても平成25年1月24日、ことしの1月24日に地方への給与削減要請をすることが閣議決定されております。そして、その3日後の1月27日には国家公務員と同様の給与削減を前提とした地方交付税削減の地方財政対策が決定されております。さらに、この翌日の1月28日には総務大臣書簡として全国の地方団体と議会宛てに給与削減についての要請文が届けられているところでございます。そういうことで、本町では町財政の健全化のため、これまで職員の給料を平成19年度から22年度までは10%カットを4年間、そして23年、24年度2年間については5%のカットを実施し、ことしの4月に6年ぶりにもとに戻ったばかりでございますけれども、今説明申し上げました国の方針などから職員の給与問題で町財政に影響を与えてはならないという判断のもと、古平町としての5%給与削減を決定したものでございます。この5%の削減によりまして、国が平均7.8%削減している給与水準と古平町の給与水準がほぼ同じになるものでございます。

今回の削減措置での影響額は、1,200万円程度と試算しておりますけれども、この予算につきましては人事異動等の会計間異動も含めまして12月定例会で整理し、補正する予定としておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

それから、14ページにはここでいう改正条文載っておりますけれども、内容といたしましては給与5%削減すると、7月1日から来年3月31日までの7カ月間削減すると、そういう内容でございます。

そういうことでご理解いただきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 国の国家公務員の給与の削減って平成20年に逆戻りしてやったということ自体不利益を与えることなので、これそのものは極めて悪い仕打ちを政府が行ったということです。だから、前提としては、これは許されない行為なのです。

それから、こういうふう考えたほうがいいのですか。給与表というのは変わらないし、昇給のルールも変わらないわけでしょう。あくまでも国が言ってはならない地方への給与を削減してくれなんて、そういうことを言うこと自体がおかしな話なのだけれども、国でも間違っているのだということを前提に言っているわけでしょう。そういうふう理解したほうがいいでしょう、この要請

というのは。

○総務課長（小玉正司君） 難しい判断で、国が間違っているとか、その辺は大変難しい問題だと思います。そういうことで、これもきょうの新聞ですけれども、小樽市でも今組合が拒否しているとか、それから後志管内でもやらないところもあります。ただ、道も含め都道府県、それから全国の市町村、それらのことを考えた上での町長としても苦渋の決断として今回古平町も削減したと。そういうことで、ただ国が間違っているとか間違っていないとか、今ここで私が述べる問題でもないかなと思います。そういうことで事情をご理解していただきたいなど、そういうふうに思います。

○8番（真貝政昭君） 地方交付税は、一定のルールのもとで交付される地方の自治体の一般財源です。それに、私の要請に従えと言うこと自体おかしな話なのだ。それは、古平の役場職員の給料の支給の仕方が条例できちっと決まっているわけですから、それを国の要請でいじるわけですから、これはただけないことなのです。結果的に町長がそれに従って1,200万程度、どうしても国でよこすべき交付税をよこさないから従わざるを得ないという形で決断したということなのだけれども、これはやっぱり自治体の長としては断固はねのけるべき問題です。そういう面では、私ただけないのです。

それと、もう一つ伺いますけれども、古平の商工会にしても、それから古平福社会にしても給与の基準というのを、福社会であれば道の給料表に基づいて職員の給料を決定しているでしょう。商工会は町の給料表だとか、それから社協のトップ、事務局長ですか、町の給料表に基づいてやっています。古平町の全体の給与のこういう形で影響を受ける部分というのは、額でいえば4割くらいに相当する職域にまたがっているのです。町のをこういう国からの要請で減額というふうになると、ほかの団体もそういう影響を受けるというふうに考えたほうがよろしいのでしょうか。どうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） まず、商工会については、道と基準同じでございまして、道が削減すれば商工会の職員の給料も下がると、そういう話は伺ってございまして。ただ、町が下げたからといって、それに連動して民間の企業がどれほどの割合で下げるのか、または連動しないのか、ちょっと私は把握してございませぬけれども、その面では何ともお答えのしようがないと、そういう状況でございまして。

○8番（真貝政昭君） 国のこういう方針というのは、影響は広範に広がると思います。道で既に減額の方針出していますので、それを参酌して給料を決定している福祉団体などはもろに職員にかぶさっていくのではないかと心配しているのです。新聞報道でも懸念されていますように、やっぱり地域経済に与える影響というのは、これはただ単に町の職員の懐ぐあいだけでなく、古平の全体の冷え込みにもかなり影響するというふうに私は思っているのです。その点、町長、どのように考えているのでしょうか。

○町長（本間順司君） 全く議員おっしゃるとおりでございまして、それはわかるのですが、我々もこの措置につきましては地方分権に逆行するものだというふうに理解しており、本当に私としては苦渋の決断をせざるを得ないということとございまして、そういうふうに交付税も削られるということであればやはり代替措置としては仕方がないのでないかなというふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

反対討論。

○8番（真貝政昭君） 今回の町の措置というのは、不当な国の要請に従うものであって、絶対これは認められないと。先ほど質疑の中で申しましたように、国の国家公務員に対する平成20年までさかのぼって給与を減額するような措置は、これは不当としか言いようがないと。それから、よこすべき地方交付税を減額して、それを地方公務員の給与を削減すれという要請も、これも不当さわりないと。町長も今答弁されましたように、地方分権のそういう考え方からいっても国の今回の措置というのはとんでもない話です。地方自治体の長としてもやはりこれに断固として本当は抵抗してほしかったというのが私の見方です。

それと、交付税が仮に不当にも1,200万くらい減らされても、今の古平町の財政状況から考えると、そんなに痛手ではないと。せっかく今まで財政再建で職員の皆さんに苦勞させてきたのがようやく4月から回復したというのに、こういう事態を招くということは本当にぬか喜びをさせてしまうようなもので、これは今後の士気を高めていく上でもプラスにはならないと。

そういう点で今回の条例改正には反対するものです。

○議長（逢見輝統君） 次に、原案に賛成の討論を許します。

○4番（本間鉄男君） 本当に今まで古平町が財政再建でもって減額してきたところで、せっかく少しよくなって職員の給料もアップということだったのですけれども、ただやはり先ほども町長も真貝議員も言うておりましたように地方分権に逆行するというような、確かにそういうことがあると思う。ところが、私としては、町理事者として町長が国に対して今後例えばこれに従わないことによって、まだ地方分権が確立されていない中でやはり影響を受けるのではないかなど。地方交付税を減らすというような問題だけで済めばいいのですけれども、それ以上に例えば国にお願いする事業であろうが何であろうが、そういうことも含めて影響を受けるのかなという懸念もあると思うのです。そういう中で町長としては、苦渋の決断をしたのではないかなと思うのです。これは、そういう部分でいうと、町村長だとか、そういう人方がどうのこうのという以前に国会議員だとか、そういう人方がやはりきちっと国に対してやってもらうべき仕事かなと、そのように思います。だから、私は、今回の下げてせっかく戻したらまた下げなければいけないという、こういう本当に矛盾する条例改正でございますが、町長の苦渋の決断という意味の中でやはり賛成したいと、そのように思って、ぜひそのかわり各町村長も含めて国会議員を通してきちっとしたあり方というものを訴えていただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（逢見輝統君） ほかに賛成、反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のために1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時57分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第6 議案第34号

○議長(逢見輝統君) 日程第6、議案第34号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(佐々木容子君) ただいま上程されました議案第34号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

議案は15ページからでございますが、説明資料を使ってご説明いたしますので、説明資料1ページをお開きください。今回の改正でございますが、地方税法の改正に伴う改正でございます。改正内容4点ございます。1点目は、特定世帯に対する平等割額の減額の延長についてでございます。平成20年度後期高齢者医療制度が創設されたことにより国保単身となった世帯、いわゆる特定世帯に対する5年間の減額の措置が平成24年度をもって切れるため、平成25年度以降の急激な税負担を緩和するための措置について地方税法が改正されたことにより、本町においても条例改正を行うものでございます。改正前は、減額措置の期間を平成24年度までの5年間としていたため、特定世帯としての減額を5年間受けた世帯と1年しか受けていない世帯というものがございました。改正後では、世帯ごとに5年間は特定世帯として平等割額を2分の1に減額、その後3年間は新たに特定継続世帯という区分を設け、4分の1を減額するというものでございます。特定世帯と特定継続世帯については、条例の第5条の2第1号でそれぞれ規定をしております。減額後の平等割額については、①の表にまとめておりますが、第5条の2では医療保険分、第7条の3では後期高齢者支援金分についてそれぞれ規定をしております、それぞれの条項の第3号に特定継続世帯の額を追加をしております。

改正2点目でございますが、軽減判定所得の算定措置の恒久化についてでございます。条例の第23条では、所得の状況に応じた軽減について規定をしております。②の表、左端になりますが、軽

減判定基準額の欄がございます。この中で5割軽減と2割軽減は、被保険者数のところアンダーライン引いておりますが、この被保険者数には国保から後期高齢へ移行した特定同一世帯所属者が含まれております。条例第5条の2第1号では、特定同一世帯所属者は5年間の期間に限ると規定をしておりましたが、この5年間の規定を削除することで結果的に算定基準措置を恒久化するというものでございます。条例の第23条第1項の第1号から第3号には、それぞれ7割、5割、2割の軽減額について規定をしております。各号のイ、またエの世帯別平等割額の軽減額の規定にそれぞれ特定継続世帯の額を追加をしております。世帯区分ごとの軽減額については、②の表にまとめております。

改正の3点目でございますが、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についてでございます。居住用財産を譲渡した場合の軽減特例でございますが、東日本大震災により居住家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7年に延長するという規定、これを附則の第17項に追加をするものでございます。

さらに、改正4点目でございますが、ただいまの3点目の附則第17項の規定の改正でございます。東日本大震災で滅失した家屋の所有者の相続人がその家屋の敷地を譲渡した場合、その家屋の所有者が家屋を所有した日から相続人が所有していたものとみなして長期譲渡所得の課税の特例を適用させる、この規定を追加するものでございます。

なお、適用日でございますが、改正の1から3点目までにつきましては25年4月1日から、4点目につきましては平成26年1月1日からでございます。

新旧対照表が2ページから5ページまで載っておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で議案第34号、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第34号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第35号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第35号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。



本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（佐々木容子君） ただいま上程されました議案第35号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましても説明資料でご説明をいたします。説明資料の6ページをお開きください。今回の改正でございますが、こちらでも地方税法の改正に伴う改正でございます。改正内容といたしましては、延滞金の特例の見直しでございます。低金利の状況と納税者の負担軽減の観点から国税、さらに地方税の延滞金及び還付加算金の割合が引き下げられたことから、これに準じ本条例に規定されております延滞金の特例割合についても改正するものでございます。

資料6ページの表にありますとおり、改正前は納期限の翌日から1カ月以内の場合のみ本則7.3%が4.3%となる特例でございましたが、改正後はこれまで特例対象ではなかった1カ月を超える部分につきましても特例対象とするものでございます。さらに、特例基準割合をもとにし、国内での貸し出し金利が反映されることとなっております。特例基準割合は、表の下のほう、米の2にございますが、貸し出し平均金利に1%を加えて求めるということになっております。仮に貸し出し平均金利1%の場合ということ、表の一番右側に試算しております。これまでの本則14.6%が9.3%、また1カ月以内の場合は本則7.3%、特例4.3%でありましたものが3.0%に引き下げられるというものでございます。

次の7ページには新旧対照表でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

附則といたしまして、施行期日、26年1月1日からとなっております。

経過措置といたしまして、施行日以降の期間に対応するものからの適用となります。

以上で議案第35号、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号及び日程第9 議案第37号

○議長（逢見輝続君） 日程第8、議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する

規約についてと日程第9、議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約については関連がありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務係長（五十嵐満美君） ただいま一括で上程されました議案第36号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について、議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についての2つの議案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、2議案とも古平町が加入しております一部事務組合の規約の変更の議案であります。一部事務組合の規約を変更する場合には、地方自治法により事前に加入団体の議会の議決を経てから協議することとなっております。

今回の規約変更の内容ですが、2議案ともそれぞれの組合を構成する団体に北空知圏学校給食組合、こちらは深川市、妹背牛町ほか1市4町から成る組合ですが、この団体が加入することによる規約改正となっております。

説明資料の8ページ、9ページにそれぞれの組合から規約の新旧対照表が提供されておりますので、後ほどごらんください。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論それぞれ一括として差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第38号

○議長(逢見輝統君) 日程第10、議案第38号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(小玉正司君) ただいま上程されました議案第38号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成22年に議会の議決をいただき策定いたしました古平町過疎地域自立促進市町村計画の内容の変更でございますが、去る5月31日付で北海道と協議が調いましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づきまして提案したものでございます。

全国の市町村、過疎法第2条の過疎地域の地域要件に該当した場合には、議員の皆さんご存じのように過疎債という7割補助と同等の地方債を起すことができますが、起債の要件として過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う事業とされており、過疎計画に掲載されていることが条件となっているわけでございます。今回の計画変更は、今年度の新しい事業と新たに過疎債を起すこととした事業を計画にのせるための事業の追加と文言訂正が計画変更の内容でございます。

具体的な計画の変更の内容につきましては、説明資料、皆さんのお手元に行っていると思えます25年6月定例会説明資料、これの10ページ、新旧対照表を使って説明したいと思えます。10ページをお開きください。変更前と変更後ということで、わかりやすく赤で書いている部分に変更した部分でございます。まず、初めは、文言訂正です。10ページでございますけれども、ここでは減少していますを減少している、そういうことでありますをあるに変えております。状況にあるだとか、傾向にはあるがとか、そういうことの文言の訂正です。

それと、ここで16ページの17行、ここについてはこれも文言訂正で、健康の維持管理を健康の維持増進と増進という言葉に変えたと。文言訂正でございます。

次に、これが次のページ、12ページになります。12ページにつきましては、ここで事業の追加でございます。浅海資源保護事業、これについては先ほど行政報告にございましたけれども、昨年までは緊急雇用創出事業のほうの交付金で賄っていましたが、ことしは過疎債を充当すると、そういうことで追加でのせてございます。

次が住宅リフォーム等支援事業、これはことしの新しい事業でございます。事業内容につきましては、3月の当初予算でも説明しておりますので、省略したいと思います。

続きまして、下段のほう、24ページの14行ということで(3)の計画でございますけれども、こ

ここでは火災予防広報車と。これにつきましては古平支署、これの広報車両が古くなって買いかえると。実はもう事業終わってございますけれども、今回のせてございます。これも過疎債を充当すると、そういうことでございます。

次に、13ページでございます。13ページ、ここで赤でなっておりますけれども、LEDの防犯灯設置事業と。これも新しい事業でございますけれども、これにつきましては建設課所管の13ワットから40ワットの防犯灯、古平町全体で150灯ぐらいあると、これを今後6年間をかけて徐々にLEDにかえていくと。それが過疎債を借りて実施すると、そういうことの追加でございます。

それと、次が防災備品整備事業と。これにつきましては、ことし小学校に備品庫、そして来年温泉の広場に備品庫とその備品庫に納入する防災用備品でございます。内容につきましては、当初予算で説明してございますので、省略したいと思います。

そして、次は29ページの12行と書いてございますけれども、これについても文言の訂正でございます。事業名と文言の訂正、老人クラブ活性化、老人クラブのという文言の訂正でございます。

次、下に行きますけれども、これはその他という区分、これは当初の計画に落ちていたと、そういう指摘を受けましたので、その他という事業区分をのせてあるものでございます。

次、14ページになりますけれども、今説明したとおり事業名の変更と文言の追加でございます。緊急通報装置の設置と、この文言の追加でございます。

以上が計画の変更の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 報告第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告のご説明をいたします。

本件につきましては、平成24年度の一般会計におきまして3月の7日に25年度の予算に盛っていた部分を前倒しして24年度の一般会計予算に編入してございます。これにつきまして翌年度25年度に繰り越したので、今回ご報告するものでございます。

計算書、次のページ、33ページをお開きください。まず、6款4項で産地水産業強化支援事業、荷さばき施設の建設でございますが、翌年度繰越額ということで3億996万5,000円を繰り越してございます。財源内訳は、記載のとおりでございます。

次に、8款2項町道小学校通線道路改築事業につきましても3,000万円を繰り越しました。

9款1項防災無線（同報系）整備事業につきましても2億8,740万円繰り越してございます。

合計繰越額6億2,736万5,000円、これは前回の3月7日に補正していただきました金額と繰越明許費の表を提出してございますが、それと同額でございます。財源内訳につきましては、まだ収入になっていない特定財源ということで、国庫支出金のほうが通常の補助金と元金交付金合わせた金額です。また、起債につきましては過疎債の金額、その合わせた金額が6億2,730万円と。残り6万5,000円につきまして一般財源ということでございます。

以上、報告でございます。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可いたしますが、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

#### ◎日程第12 陳情第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、陳情第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書についてを議題といたします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については委員長報告を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。お手元にお配りいたしました委員長報告書のとおり決定することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

◎日程第13 陳情第6号

○議長(逢見輝統君) 日程第13、陳情第6号 原発のない北海道の実現を求める意見書案に関する陳情を議題といたします。

陳情第6号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第6号 原発のない北海道の実現を求める意見書案に関する陳情を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 原発のない北海道の実現を求める意見書案に関する陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第14 陳情第7号

○議長(逢見輝統君) 日程第14、陳情第7号 日本国憲法第96条の改正に反対する陳情書を議題といたします。

陳情第7号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第7号 日本国憲法第96条の改正に反対する陳情書を採択することにご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 日本国憲法第96条の改正に反対する陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第15 一般質問

○議長(逢見輝統君) 日程第15、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、工藤議員、堀議員、本間議員、真貝議員の5名です。順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○6番(高野俊和君) スポーツ少年団の状況についてお聞きしたいと思います。

例年小中学校の運動会を見学しておりますけれども、ここ数年生徒数の減少が大変目立ちまして、団体競技を組むのも少し苦勞するだろうなというふうに感じております。少年団におきましてもメンバー不足が大変深刻で、柔道、剣道のように少年団そのものが中学校の中体連の大会に出場する選手ということになりますので、教育長先日見えておりましたけれども、ご承知のとおり団員が大変少なくて稽古にも少し大変だという状況があります。今年度特に熱心に体育を指導しておりました教員が異動になりましたので、さらに体育、格闘技も含めてですけれども、関心がさらに薄れるのではないかという、そういう心配があります。ぜひ早い時期に体育系の元気な教員、そればかりでなく指導者も含めてですけれども、確保をする必要があるのではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育長(成田昭彦君) ただいまの高野議員の質問に私のほうから回答させていただきます。

確かに今スポーツ少年団、柔道、それから剣道、少年野球とあるわけでございますけれども、行政報告でも少年団については今古平の児童は10名、そして美国等が10名という形で活動を行っているわけでございます。柔道スポーツ少年団につきましても小学生が4名、中学生が2名、剣道スポーツ少年団につきましても小学生が1名、それから中学生が3名という状況で、今までにない数少ない人数となっております。小学校でそういった少年団に入っております、中学校行くと何かしら部活が始まるとそちらの部活、今中学生58名のうち52名は何らかの形の部活に入っております。ただ、ことしは異常かなと思うような、1年生10名が吹奏楽部のほうに入ったということで、スポーツ、野球のほうは今4名しかおりません。他校と組んだ中で大会に出ているという状況でございます。それから、中学校の部活で申し上げますと、バドミントンが15名、それからバレーボールが13名、そして野球が4名、それから吹奏楽部が20名ということで、吹奏楽部が例年の倍という形になってございます。

高野議員先ほどおっしゃいましたように、体育の優秀な先生おったわけでございますけれども、その先生がことし異動になりました。それもクラスが去年まで中学校4クラスだったのが3クラスになりました。当然教職員も1名減らさなければならないわけでございますけれども、ことしの場

合は英語の先生が新卒ですので、4年で異動の対象になります。ですから、そちらのほうを優先して異動させなければならない。そして、体育の先生につきましても、普通一般教職員については6年がめどということになってございますけれども、それももう10年選手になっているということを出したくないのですけれども、1名減しなければならないということで、そこでまず考えるのは主要5教科は専任の先生を置きたいという形でございます。今回の場合は、英語と体育の教科の先生が対象になったわけでございますけれども、何とか英語の先生を補充したいという形で英語の先生を補充しました。ここで一般教職員の人事で問題になってくるのは、例えば今英語の先生を出すにしても、彼女については吹奏楽部担当していました。ですから、英語の先生来るにしても、その後を受け継いで吹奏楽部を担当できるような先生ということで、これを局のほうにお願いしていかなければならない。ですから、少年団も同じ形です。去年までやって期限つきでいた少年野球指導できる先生、この後お願いしたいということで頼まなければならないということで、美国小学校行ったのですけれども、野球少年団については古平にいたその先生が指導してございます。ただ、期限つきですので、来年いるという保証はございませんので、また来年の小学校の人事については少年野球を指導できる先生ということで進んでいかなければならない。ということになりますと、また今柔道も格技ということで高野議員にもお願いしているわけでございますけれども、そういった外部指導者も入れなければならない。そういった中でことしから体育は、体育の免外の先生で対応しなければならなくなりましたので、もともと社会と美術担当の先生が体育を持つという形で今学校経営進めております。そういった中で高野議員のおっしゃるように、何としてもそういった一般教職員をその教科にこだわらず、事務職員も含めた中でそういった異動を考えていかなければならないとは思いますが、ただ管理職、校長、教頭の人事と違って、これについては数なものですから、非常に難しい。地域性もあるものですから、例えば北後志ですと6年という形になります。小規模校になると5年で異動対象ということになるわけですが、その辺も勘案しながら、今非常にそういった剣道、それから柔道という格技指導できるような先生というのは数少なくなっております。ただ、そういった中で情報集めますと、今山麓、それから南後志にいるという情報もありますので、その辺も含めながらこれからまたそういったところの教育長とコンタクトとりながら、なるべく本当に早い、ことし行ったから来年という人事にはなりませんので、その辺も含めて再度私どもで今どういった先生が必要なのか、そういったものを見きわめながら将来を考えたやっぱり人事を前もって進めていきたいと思っております。

○6番（高野俊和君） 教育長は、私の考え多分知っているのだと思っておりますけれども、技術的に指導はそれぞれの少年団に指導者いますから、あるにこしたことはないですけれども、そんなに大きいことではないのです。要するにそういう頑張れる体制づくりをせめて現場の人にはやってほしいということを強く言っているわけで、今教育長、ブラスバンドですか、吹奏楽に10名入ったと。それは、やっぱり現場が頑張るからです。現場のそれを担当する先生が頑張るから、吹奏楽ももちろんよくなります。それはそれで大変結構なことなのです。だって、やっぱり現場がそういう体制つくるからです。だから、僕が言っているのは、必ずしも技術を持っている先生が欲しいと、あるにこしたことはないですけれども、そういうことではなくて、きちんとした体制づくりを、それをせめて



やるような教職員指導者を現場としては欲しいと。現在いる教員でも全然構わないのです。それを体制をつくってほしいということなのです。特に昨年から中学生の場合は、1年生が年間8時間ほど格闘技、たまたま古平は柔道ですけれども、柔道であっても剣道であってもせっかく必修になっているにもかかわらずどんどん、どんどん関心が薄れていくということは大変残念なことですけれども、指導者自体が余り現場を見る機会がない、ほとんど見るということがないですから、その辺を管理職も含めて少し体制づくりをしてほしいということが一番考えていることですので、その辺教育長現場も見ておりますので、わかると思いますけれども、その辺少し深くお話ししてもらえればなというふうに思いますけれども。

○教育長（成田昭彦君） 中学校で昨年度から武道を本格的に体育の授業に導入されました。そういったことも含めて小学校の少年団活動からそういった体制をつくるということは、これもぜひ必要なことかなと思っておりますので、その辺は各小学校、中学校の先生方と話し合いしながら進めてまいりたいと思っております。ただ、管内的に見ますと、ことしの分をまとめますと、柔道でも団体競技に出れる中学校も3中学校しかないという現状になってきております。ですから、今の導入された武道を入れながら、少年団活動の活性化をもう一度図れるような形で学校側と進めていきたいと思っております。

○6番（高野俊和君） 柔道、剣道は当町の伝統的なスポーツ団体でもありますので、ぜひ後押しをしてほしいというふうに思っております。答弁要りません。

終わります。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 空き家対策については、先ほど本間議員のほうからも質問ありましたけれども、私のほうからまた改めて伺いたいと思います。本町の倒壊した住宅を町が負担して取り壊し、撤去したそうですけれども、業者への支払いなど家主とどういった話し合いをしたのか、内容をまずお聞かせいただきたいと。

それから、2点目に野良猫対策についてなのですけれども、全国的に野良猫がふえて新聞やテレビなどでも取り上げておりました、古平町でも例外ではありません。各町内の多数の方々より苦言、苦情たくさん私のところにも来ております。町として今後の対策をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたしたいと思っております。

今議員おっしゃいましたとおり、先ほど本間議員からもご質問ございましたけれども、ほとんど総務課長の答弁と同じような答弁になろうかと思っておりますけれども、建物の状況でございますけれども、所在は本町の64番地ということで専用住宅でございます。床面積が117.35平米ございました。所有者としては、昭和58年の12月の20日に亡くなっておりますけれども、本間サダハルといいますか、その方の所有でございまして、議員知っているとおり破損がかなりありまして到底家屋とは認定できない状態でございます。家族の状況でございますけれども、奥さんがございまして、この方は国民年金と遺族年金の収入がございまして、今施設に入っています。グループホームに入所されておりますけれども、結構入所費用の金額がもらっている年金収入より多いということで、施設のほうでも対応に苦慮しているという状況だそうでございます。年金の管理につきましては、施設の

ケースワーカーが管理しているということをございまして、それと息子さんがおりまして、電話番号につきましてはそのケースワーカーが確認しているということで、こちらでもお聞きしてございました。やはり苦情等の状況は、昨年工藤議員のほうからお話をございまして、いろいろ空き家対策としてまずそういう状況を把握したいということで、空き家台帳の作成作業として所有者から状況等詳しく調査してございます。その間は、議員おっしゃる近所からの苦情はなかったのございますけれども、昨年12月の6日に台風並みの風が吹きまして、ちょうど停電になったわけをございますけれども、トタンが大きくめくれてNTTの電線に絡む事象をございました。息子さんに連絡したのですけれども、余りそっけなくて、お金がなく、自分には関係ないことだというふうなそっけない返事で、その後手紙を出したのですけれども、一切連絡がつかないというような状況が続いておりました。さらに、ことしに入りまして4月の6日に近所から強風でトタン、木材が飛散して危険で困っているというふうな電話をございまして、現場の状況を確認したわけをございます。本当に私も確認してございますけれども、ひどい状態で、これはやはり近所に迷惑がかかるであろうというようなことで、どうしても行政としては危険回避のために何らかの方法を講じなければならないというようなことで取り壊さなければならないというようなこと、家族の生活状況、経済状況調査しながら、建物の状況、あるいは地域住民への危険度合い、そういうものを総合的に勘案した結果、いわゆる先ほど総務課長のほうから申しあげました民法第697条の事務管理ということで取り壊すことに決定したわけをございます。とりあえずきょう補正していただきましたけれども、ある程度科目予算をございましたので、それを使いまして4月の4日に発注しまして、4月の30日から5月の17日までを工期として取り壊しの契約を締結したということをございます。工事代金につきましては、町のほうで既定の予算から支払しまして、その金額を奥さんと息子さん、相続権者をございますけれども、その方に連名で請求するというような形をとってございます。

先ほど総務課長から申しあげました民法第697条の事務管理をございますけれども、法律上の義務がない者、これは私ども町のほうをございますけれども、好意的に他人のために、いわゆる所有者のために事務の管理、取り壊しを始めることを民法で言う事務管理というふうに申しております。民法では、権限や義務のない者でも他人のために事務の管理をして差し支えないとされておりまして、事務の管理とは他人の家屋の修繕という事実行為、それから修繕のための契約等の法律行為を問わないというふうに言われておりまして、そういう条項を活用しまして実施したということをご理解を願いたいというふうに思っております。

それから、2点目の野良猫の対策をございます。本当に私もいわゆる通勤の途中にそういう場所をございまして、たびたび飛び出してきて車でひきそうになったりする場合もございます。大変迷惑をこうむっているわけをございますけれども、それこそ一番悪い、私が見る限りですが、野良猫に餌や水を与えているという町民がいることです。日常的にそれやっているものですから、そこにすみつくというようなこと、それからそういうところに集まってきて繁殖もするというようなことをございます。苦情としては、排せつ物によって異臭がしたり、不衛生、それから猫の尿というのはかなり強い酸性といえますか、そういうもので草花が枯れてしまうというような状況をございまして、畑が荒らされるということをございます。猫好きの方もいれば、そうでない方もいるという

ことで、近所でのあつれきがかなり高まっているということでございます。さっき私が申しましたとおり、車にひかれる例も年間10件程度発生しているところでございます。

法律上の問題でございますけれども、犬は動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護法と申しますけれども、指定動物でありますけれども、狂犬病のおそれや人へ危害を与える可能性があることから、狂犬病予防法で放れ犬の捕獲が認められており、たとえ飼い犬であっても首輪や鑑札がない場合は飼い主不明、あるいは飼い主不在として捕獲が可能でございます。一方、猫も動物愛護法の指定動物でありますけれども、猫の習性上放し飼いにする飼い主も多く、飼い猫と野良猫の区別がつきづらいということから、むやみに捕獲できない状況だということをごまごま知っておいてもらいたいなというふうに思います。

これは、本町ばかりではなくて、ほかの市町村も大変苦慮しているということで、函館市の場合は猫の保護及び管理に関する指導要綱というものをつくりまして、飼い主への指導助言、それから適正な飼育管理、捨て猫禁止、所有者不明猫の引き取りというものも行ってございます。それから、丸瀬布町では、猫保護及び管理に関する指導要綱というのがございまして、飼い主への指導、函館市と同じようなことですが、指導助言、それから遵守義務、捨て猫の禁止、それから繁殖制限、不要猫の引き取りと。引き取りが一番いいのかもしれませんが、そういうことで要綱をつくって実施してございます。

本町の今後の対応としましては、町民への野良猫に餌を与えないということの周知、それから飼い主に対する飼い猫の室内飼育、首輪の推奨ということ、それから首輪のない放し飼い猫の捕獲、保健所への引き渡しというようなことを今後検討していきたいなというふうに思っております。いろいろそういう近所のトラブルに関しましては警察の方に入ってもらいましてさまざまやっているのですが、なかなかうまくいかないというのが現状でございます。その辺は多分議員さんも知っていることだろうなというふうに思っておりますので、今後このように対応を検討していきたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 本町の住宅の件については、わかりました。空き家対策ということで、もう少し違う方向と申しますか、違う住宅の問題などもちょっと町長にお聞きしたいと思います。実際に私いろんな人から聞きましたら、例えば老人が今まで1人で暮らして、そのまま病院に入ったら家財道具一切残っています。そこに実際に侵入した形跡があったというのを家主の息子さんから聞いたこともありますし、それから空き家になっているうちの屋根がちょうど隣の家の玄関前に落ちるだとか、そういう問題が結構あるのです。そのほかに、実際に今壊れかけているうちもあるのです。そして、その壊れかけたうちの方に言いましたら、実際は壊したいのだけれども、お金がないのだと。ということは、結局例えば町が今回やったような方法で壊して月賦でお払いしてもらうとか、そういうような方法がとれないのかどうか。それから、毎年雪投げておりますノトヤさんなんかの場合もそういうのに当てはまってくるのではないかと思うのですが、娘さんも息子さんも親権放棄したとかという話も聞いていますけれども、そういうような住宅を今後どうするのかというのをまずお聞かせください。

それから、野良猫の関係なのですけれども、町長言うとおりのことです。はっきり言ってほとんど

の人困っています。そして、特にこの春の畑時期にはほとんどのうちが猫に来られたり、そしてまた感心に畑起こした後を掘って、そこに排便して、またそれをかけていくと。そのほかに、今度家の周りにも同じようなことをしていくと。実際に話に聞きますと、野良猫に餌をやっている人と近所とトラブルがあって取っ組み合いのけんかになる寸前になったところもあったようにも聞いておりますし、だから今町長言いましたようにやっぱり野良猫、ほとんど恐らく普通のいい猫飼っている人は家の中でカグと言ったらおかしいのですけれども、家の中できちっとしていると思うのです。ほとんど野良猫だと思うのです。ですから、本当に自分で飼っているのだと思う猫にはやっぱり印をつけてもらって、そして本当は鳥獣保護とか、そういうので余り殺してはダメなのでしょうけれども、本当に野良猫であつたら目に余るものは排除するぐらいにしなければならぬ、恐らく野良猫は減らないのではないかと。年々ふえているような状況に見えます。私の町内だけでも4カ所ぐらいそういう場所ありますので、そのほかに西部方面、それから港なんか行きますとまだまだすごい数で、まずそういう点からいきましてもやはり殺すのはかわいそうですけれども、住民に迷惑かけるようなものであれば撤去することもやはり一つの手ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 空き家対策につきましては、現在もいろいろ後志管内でも協議会をつくって話し合いをしてございます。今回こういう形で実施したのは、本当に他に危険を及ぼすというようなことでやむを得ずこういう形をとったということでございます。言ってみれば、雪の問題だとかは知っていながら怠慢でやらないという方もおりますし、あとお金がなくて取り壊しもできないというような、そういう方々にはやはりこれからこういう空き家対策の問題を考えるときに、そういうある程度町が施行して月賦で返還してもらうというような、今議員おっしゃったような対策もとれるのではないかなという気がしておりますので、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、野良猫の件でございますけれども、本当に今は動物愛護といいますか、カラスにまで餌をやって、それに今度ゴミが飛んでくるというようなうちもありまして、幾らPRしても言うことを聞かない、そういう方がすごくふえております。ですから、いわゆる公共性を持たない町民といいますか、本当に嘆かわしくなるなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げました今後の対応を本当に真剣に考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 空き家対策につきましては、たとえ留守宅といいますか、住んでいないのが空き家なのですけれども、木造住宅の古いうちが結構ありまして、そして結構またあちこち例えば窓ガラス破られていたり、そういう住宅も見えますし、それから倉庫なんかでも鉄板が隣に飛んできているよとかというのだとか、平均やっぱり木造住宅に多いのです、そういう危ないようなところは。そういうところは、やっぱり家主さんがいたら家主さんときちっと話し合いをして何らかの対応をしてほしいと思いますし、実際にうちの近所でも玄関のガラス戸破られておりましたけれども、そういうのがありますので、もし万が一中に、私何年か前にも言ったのですけれども、もし中へ入って中で火でもつけられたりしたら、それこそまた大問題になるのではないかと思いますので、特に木造住宅の場合はしっかりとパトロールみたいなものをしてきちっとやるのがいいのでは

ないかと思っております。

それから、野良猫なのですけれども、実際に野良猫に、先ほど町長言っていましたけれども、カラスにまで名前つけて呼んでいる人もおりますし、いろいろそういう人はいることはいるのです。ただ、実際に先ほど言いましたけれども、そういう近所でもってトラブルが起きてきていて、もし万が一暴力沙汰にでもなったら、それこそまた大変な問題が起きるのではないかと思いますので、まず例えば首輪をつけるとか、それから絶対に先ほどから言っています餌をやらないとか、そういうことを町のほうからちょっと強目に広報といいますか、そういうものを出したり、実際に呼びかけていただきたいと、そのように思います。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるとおりなのですけれども、なかなかこれ本町ばかりの問題ではなくて、先ほどお昼に帰ったときの函館のニュースなのですけれども、空き家対策なのですが、8,000ぐらいの空き家がある中で危険な家屋は2,000軒ぐらいあるということで大変苦慮されて（聴取不能）空き家のリフォームの関係は（聴取不能）でございまして、（聴取不能）空き家に電話を引いて（聴取不能）をするというようなことでもございまして、両方本当に一緒にやらないと余り効果がないというようなことでもございまして、並行しながら取り進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございまして。

○議長（逢見輝統君） 質問途中ですけれども、ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、堀議員、どうぞ。

○5番（堀 清君） きょうは、空き家対策でびっちりきているのですけれども、今度は町側の建物の空き家ということですので、町長はきちっとした形の答弁してもらいたいです。

町営住宅の解体ということなのですけれども、清君と本陣地区に限定させてもらいました。そういう中で現在入居されていない軒数と、あとは当然ことしの冬期間もあったのですけれども、建物が建っていることによってやっぱりそれに伴う除雪もしていかなければだめだということで、結果的にはやっぱり使っていないものであれば解体してしまったほうがというような形あるのですけれども、先般の町長の答弁では財政が大変なものでなかなかできないのですというような形の答弁だったと思うのですけれども、そういう中で結果的には一回でやろうとするからできないのであって、それをやっぱり計画的な形の中でやっていくというのがすごく大事なことでないかなと思っております。そういう中で解体の経費等々も町側では考えていると思うのですけれども、それなりの答弁してもらいたいと。あと、当然やっぱり住宅取り壊した後の土地の利用なのですけれども、できれば同一場所にまた住宅を建てるといったことではないのですけれども、その土地をどのような形の中で利用していくのかということもあわせて聞きたいと思っております。よろしくお願いします。

○町長（本間順司君） それでは、堀議員の一般質問にお答えいたします。

きちっとした形でお答えいたしたいというふうに思いまして、議員、清住、本陣というふうに書いてございますけれども、清住につきましては新しい住宅で、清住は全部もう終わっておりまして、清川、清丘、一括して本陣というふうになりますけれども、そういうことでお答えしたいと思いません。

先般公営住宅のマスタープランもでき上がって、それぞれ検討を加えてございます。現在古平町の公営住宅の管理戸数は、全体で269戸、入居されているのがそのうち200戸ということで、69戸が空き家になってございます。そのうち清丘、それこそ川から奥のほうでございまして、管理戸数が58戸で、入居戸数が41戸、空き家が17戸というふうになってございます。それから、川縁の清川でございまして、管理戸数が27戸、うち入居戸数が9戸の空き家が18戸というふうになってございます。

解体計画ではございまして、先ほど申し上げました公営住宅の長寿命化計画、25年度から10カ年というふうにつくってございます。清丘、川の奥のほうでございまして、一応解体年度を平成26年から30年というふうに計画してございまして、解体戸数12戸になってございます。それから、川縁の清川が平成27年から29年ということで、これが27戸の計画をしてございまして。そのうち、参考にしていただきたいのですけれども、建てかえでございまして、清川、川縁のほうでございまして、解体するのがあるのですけれども、建てかえする戸数、これが平成27年から29年の間に16戸建てたいというふうに思っております。そのほかこの計画は、旭団地も16戸、それから御崎団地が12戸というふうに、これかなり年度が後ろのほうになりますけれども、そんな計画で今のところあります。それから、解体、建てかえではございせんけれども、いわゆる長寿命化を図るというようなことで改修する予定、これが栄団地が平成26年から30年の間に45戸改修したいと。それから、中央団地が平成26年に8戸を改修したいというふうに思って、現在のところそういう長寿命化の計画をつくってございます。これは、ある程度将来的な人口推計をもとにしながらこういう戸数を設定しているということでございまして、その点のご理解願いたいと思いません。

3番目の解体費用でございまして、1戸当たりおおむね70万円程度というふうに見込んでございまして、一般の家屋につきましては100万ぐらいかかるというようなことがございまして、公住であれば1戸当たり70万と。この解体費用は、それに対して2分の1の国の交付金がございまして。そういうことで、そういう交付金も利用してまいりたいというふうに考えております。

それから、4番目の解体後の土地利用でございまして、川向こうの清丘団地につきましては当面の建てかえ計画がございせんので、解体跡地につきましては近隣住民に冬期の堆雪場として開放したいというふうにしてございまして。先般の町広報にさまざまなご意見をいただく欄もございまして、それにそれこそ清川の方からそういう空き住宅を解体して堆雪場をつくってほしいというような要望も来てございまして。それから、川縁の清川団地につきましては、解体跡地に建てかえする計画がございまして。建物配置など、駐車スペース等の確保を図った上で今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、そのような計画でおりますので、よろしく願いたいと思いません。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、本間議員、どうぞ。

○4番（本間鉄男君） 2点ほど一般質問させていただきたいと。

1つは、ふるさと納税についてということで、当町においてもふるさと納税がどの程度行われているのか、また納税者に対して古平町のPRにどの程度アピールがなされているのか、さらに多くの納税者をふやす工夫を考えているのか、まずお伺いしたい。これが1点目です。

2点目に、特養の誘致についてですけれども、先般町長のお話の中で民設民営で50床程度の特養を誘致したい考えを述べておりましたが、町長のホームページのスケジュールの中に溪仁会へ出向いたという日程が載っておりましたけれども、そのときの溪仁会と、それから特養のかかわりがありましたら、まずこの2点をお伺いしたいと思います。

○町長（本間順司君） 本間議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

まず、ふるさと納税の件でございますけれども、いわゆるふるさと納税というのは税金を納めるのではなくて、自分の出身地やお世話になったふるさと、それから応援したい市町村への寄附金のごことでございまして、個人が2,000円を超える寄附をした場合に、地方自治体に寄附をした場合にその大部分が所得税、あるいは住民税から控除されるという制度でございまして、あえてふるさと納税というふうに呼んでございます。納税を寄附と言いかえまして申し上げますと、過去の経過を申し上げますと、平成20年には一般寄附金が15件、158万ほどございました。それから、ふるさと応援寄附金が5件で26万5,000円、合わせて184万5,000円ございました。それから、21年度では一般寄附金が10件の76万5,000円、それからふるさと応援寄附金が7件の69万9,000円、合わせまして17件で146万4,000円。それから、平成22年度が一般寄附金8件で82万円、それからふるさと応援寄附金が8件、46万7,000円ということで、合わせて16件、128万7,000円。それで、平成23年度が一般寄附金9件、金額が191万円、それからふるさと応援寄附金が16件ございまして61万5,000円、合わせまして25件の252万5,000円。それから、平成24年、昨年度でございまして、一般寄附金が12件の141万円、そしてふるさと応援寄附金が8件の117万4,000円、合わせまして20件で258万4,000円という寄附金がございました。この寄附金控除でございまして、地方自治体への寄附金と、それから日赤、社会福祉法人などへの寄附金の2種類がございまして、これは控除する額に差がございまして、必ずしも一致してございませぬ。税制上では、地方自治体への寄附金は全てふるさと応援寄附金とされておりますけれども、古平町の決算書での区分は便宜上古平町民からの寄附金は一般寄附金として、また町外からの寄附金はふるさと応援寄附金として整理している状況でございまして。

それから、寄附者へのPRや工夫などということで町としての対応でございまして、本町のホームページでふるさと寄附金制度の概要、それから使途、申し込み方法等を写真やイラストでお知らせしておりますけれども、一時新聞、テレビ等で話題となっておりますけれども、寄附者へのお礼として特産品の贈呈などは行ってございませぬ。これは、先般どこでしたっけ、新聞に載ってございまして、そういう寄附金を多く募るために寄附者に対していろいろと贈呈品を用意しているということでございまして、これ余り目的からして好ましくないというようなことが新聞に書かれておりましたので、その点も一応お含みおき願いたいというふうに思っております。あくまでも寄附行為であると、他町村への寄附であっても税控除は地元で受ける制度であることから、

制度改正においてもいろいろ議論があったというふうに承知しておりまして、先ほど申し上げましたとおり古平町としても寄附への誘導的なPRや工夫などについては他町村の事例など参考にしながら、事業評価を通じて今後検討してみたいというふうに考えてございますけれども、先ほど新聞に載ってあった件も一応お含みおき願いたいというふうに思っております。

それから、特養の誘致の件でございますけれども、きょうの所信表明でも申し上げましたけれども、以前から民設民営の関係である程度折衝してきた経緯もございます。一応ある程度町で建てるにしても、その管理運営に関しましてはなかなか自前ではきついものがあると。それこそ人員の確保等々につきましてもなかなか難しいものがあるということでございます。そうであればやはり民設民営でやってもらったほうが、ある程度の補助金を出してもそのほうが適当ではないかなというふうに思っております。それこそ今盛んにやっておられます喜茂別町、もう完成しまして、この間担当のほうも内覧会に行っていましたけれども、そこがいわゆる溪仁会の建設、運営でございまして、そういうところを担当のほうで見てきたということでございます。私もある程度いろんな場を通じながら、それこそ溪仁会のそういう責任ある方とコンタクトとれないかなというふうに考えまして、そういう仲介人みたいな方が見つかりましたので、一応ご挨拶かたがた行ってきたというふうになってございまして、そういう中ではある程度いい感触であったなということだけでございまして、その詰めはこれからの問題でございまして、それこそ相手もそういう法人でございしますので、法人内のさまざまな考え方もあろうかと思っておりますので、そういうことで一応話はしてきたというふうに現段階での状況でございます。

以上でございます。

○4番（本間鉄男君） まず最初に、ふるさと納税ということで寄附、例えば住民税だとか、そういうものが控除されるということで、実際に今各自治体に総務省からこのふるさと納税について今月いっぱい回答いただきたいという、たしかアンケートか何か来ているというふうに私はマスコミ等で聞いておりますけれども、その辺はどういうふうになっておりますか。

それと、結局今総務省でやはり検討しているのは、例えば3万円寄附したと、ところが3万円のうち2万8,000円が控除になるけれども、先ほど町長も言ったように2,000円というものが自己負担になるということで、これを何とかまたしていかなければいけないのではないかなというような話が今総務省の中でも出ているというふうにお伺いしております。

それと、サラリーマンみたいに会社でもって税金を計算してやっていくという人方にとって、これはよっぽどでない限り確定申告しないで済むので、その辺も考え直さなければいけないのかなというようなお話も今総務省のほうで出ているとお伺いしておりますけれども、実際に先ほどいいことかどうかという話で、景品をどうのこうのというお話もありましたけれども、やっぱりふるさとを思う人方、例えば今回震災なんかで、それに助けてやろうという形で東北の町村にかなりふるさと納税している方も多いと、そのようには聞いております。だけれども、実際に例えばふるさと納税で国の住民税だとか、そういうものを入れますと10兆円とか、そういうような形で、例えばその1割が簡単に言うとふるさと納税にかかってくると1兆円という大規模な数字になるというような計算もされております。そういう中で、ふるさとのために何か手助けしたいというような気持ち



が例えばふるさと離れた人方にも多少やっぱりあるのでないかなと思うのです。ところが、そういう場合に、ふるさとでそういうふるさと納税、寄附を受けた場合に、ではふるさとでそういう人方の意見を聞きながらというか、それを全て参考にしてというわけではないですけども、それでもってふるさとのためにどういうものを使っていいかというか、そういうための基金というのですか、そういうものもやっぱり考えながら私はPRしてもいいのではないかなと思うのです。ということは、例えば東京ふるびら会だとか札幌古平会というものがありますけれども、そういう中でふるさとを思う気持ちの人方というのは遠くにいても近くにいてもやっぱり感じる部分というのがあると思うので、やはりそういうふるさとのために何かを寄附して残したいというような考えが生まれるためのそのPRの仕方もあるかなと。確かに産品を上げている町村もあります。だけれども、実際にその産品、例えば3,000円程度送っていると、私はそれは決して悪いことでもないのではないかなと思うのは、古平の水産物だとか、そういう旬のもののPRにもなるのではないかなと。そういうことによって古平の例えばたらこであろうがウニであろうが、そういうものが少しでも、では遠く離れた人方が自分自身がまた買うか、またさらに周りの人にPRして産品の販売促進につなげていけたらなど、そのように私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

それと、次に特養の部分で、今溪仁会とそれこそ仲介者を通してコンタクトをとっていると。これから何年か先の特養を建てるにしても、広域連合の認可とか、そういうものも含めたら3年、それ以上の年数がかかるのかなと思うのです。だけれども、やっぱり実際に民設民営という話になってくるとなかなか厳しいという部分もあると思うので、例えば私たち議員が山形だとか秋田に研修に行ったときに結構公設民営だとか、隣の町村と共同で建設しながら特養をやっているというような地域もあります。だから、例えば今これ古平町で六十数名ですか、特養の該当者と前にお話ありましたけれども、50床かそのぐらいでできる中で実際にでは50床の規模が入る入所者が、現実に対象者がいても要るのかという問題になってくるとまた別問題になると思うので、そういう場合も備えて私は以前からお話ししております例えば積丹町と共同でそういうものを考えていったらどうかというように思いいたしますけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） ふるさと納税でございましてけれども、これは先ほども申しあげましたけれども、ふるさと出身者ばかりではなくて、それこそいろんな方が、そういう古平町を応援したいというような方々がいれば、それなりに古平町のほうに寄附されるということでございまして、寄附される方はある程度見返りなんていうものは期待していないのではないかなというふうには思っておりますけれども、ただ中にはそういう方もなきにしもあらずでございまして。ある程度そういうほかの町村のこともこれから検討してみたいと思っておりますけれども、現時点では余りそういう見返りを期待しながらの納税といえますか、今までの寄附された方々の顔ぶれを見ますとそうでもないかなというふうには思っております、これは今後検討させていただきたいというふうに思います。

それから、特養の関係でございましてけれども、ある程度古平町につくるというふうになれば、対象者はやはり積丹町の方々も対象にすべきであろうというふうに考えておりますので、共同設置云々くんぬんは別にしまして、そういうくくりの中でこれから検討していきたいと。いずれにしても、第6期のほうの介護計画にのっけなければでき得ない、ある程度そういう次の6期のときにやろう

と思っていたところがいろんな事情がございまして、その前にやりたいというようなこともありますけれども、その場合やはり広域連合のご理解を得なければだめだということでもございまして、そういうところもありますけれども、本町につきましてはある程度27年度以降の第6期の計画にのけるべく、そういうふうな形で今取り進めを行っているというところでもございまして、その点ご理解願いたいというふうに思います。

○4番（本間鉄男君） ふるさと納税過去にされてきている方々は、確かに物が欲しくてというか、そういう部分でないと思うのです。ただ、実際にそういうふうにするさを余計に思い出してもらったり、古平の産品をPRできる機会というものやはりこういうときというのは意外とあるのかなと。それもそんなに極端に、件数でいうと十何件とか、今その程度ですけれども、そういう中で実際に古平の産品のPRができれば、逆に例えばいろんなところ行って無料配布したり、札幌行ってPRしてお金かけている、それも一つなのですけれども、やっぱりそういうふうに地道にPRできることも、ふるさとを思ってくれるそういう離れた町民、古平町これだけ過疎になりましたけれども、それが町外に出ている人方の数というのはかなりの数でないかなと。それを基本にやはりふるさとを大切にしていきたいなど、そういうPRも兼ねて私は何とかそういうものも考えてもいいのかなと、そういうふうを考えてやっぱり口コミとかで少しずつふるさとのよさを、逆に言うと古平の町民、出ていった町民以外の人方にも逆に広がってくればPRだけでも少しは効果が出るのかなという思いもいたしますので、その辺を踏まえてお考えいただきたいなと思います。

それから、特養の部分であれば、町長が今回立候補しまして、一時最後だという話もありまして、再度4期目に突入したわけですから、町長の最後の仕上げというか、大体特養が建設されて運営されれば今までの歴代の町長の中ではこれほど事業やった町長はいないのではないかなと。そのようにやはり誇れる町長になるのでないかな、財政を再建させ、そしていろんな施設を赤字なく財政を健全に導きながらやっていくという町長の手腕として後世に伝えられるのではないかなと思うので、ぜひひとつ一生懸命頑張っていたいただきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 答弁は。

○4番（本間鉄男君） いいです。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○8番（真貝政昭君） 一般質問の通告書を読み上げますけれども、近い将来の人口急減の予測が報道されました。少子化対策が極めて重要だと考えます。その施策の重要な柱となっている医療費助成の対象を高校生までに拡大することが近々の要請ではないかと考えます。既に実施町村、されているところがありますけれども、その実績を調査検討してみたいかがでしょうかと、こういうふうに通告をいたしました。

それで、本町では平成25年度は中学生までを、ここ数年までを対象としているのですけれども、患者負担1割負担ということをやってきましたので、その1割負担部分を町で平成25年度以降助成すると、実質中学生まで医療費は無料という状況になったわけです。対象枠は、中学生のままということで、今回取り上げたのはその対象枠の拡大ということです。実際に古平町での古平高校が閉

校になっていますので、交通費の負担が高校生を持つ家庭にとってはかなりの負担になっていくという、そういう現実がございます。そういう意味で、今古平町が取り組んでいる子育て世帯への支援というものをまずこの医療費の助成という面で拡大すべきではないかというふうに考えたのです。それで今回取り上げました。

それで、近い将来の人口急減の予測というのがあったのですが、厚生労働省の調査機関、これが予測を立てまして、そしてネット上でも公表されておりますけれども、全国の市町村の人口予測を公表しております。それで、古平町を見ますと、2010年の国勢調査をスタート地点にして5年ごとの予想をしております。古平町の場合、それによりますと2010年、国勢調査が平成22年にありましたので、これが3,611、これが30年後には1,734と半分を切ってしまう勢いで減り続けます。ゼロ歳から14歳までの、中学生までの人口もそれに連動して非常な勢いで急減します。これは、学校運営でもかなり困難を伴う時代が近い将来待っているということで、黙って見過ごすわけにはいかないと。厚生労働省のこういう予測は、国政の失敗、これを裏づけているような予想でないかというふうに私判断して、このとおりやられては地方は大変な状況になるということで、やはり自治体として特別な体制で少子化対策、子育て支援というのを取り組む必要があるのではないかというふうに考えております。

それで、さらに近くの実態を調べましたら、北後志5カ町村の中で人口規模として似ている仁木町を調べてみました。それで、現在の高校生の医療費助成になりますので、実態がちょっとわかりませんので、現在の在校中学生の生徒数を調べました。各教育委員会に依頼して調べたのですが、古平町の中学校の在校生は59名です。仁木町が仁木中、それから銀中入れて92名です。それから、高校生の医療費助成を無料にしているところが似たような規模では黒松内町のみなのですが、この在校中学生の生徒数は90です。約仁木と似たような生徒数を持っている。これが古平の場合は、30年後には119、厚生労働省の予測によりますと、約3分の1に減ってしまう状況になります。それで、こういうような事態をやはり厚生労働省の予測どおりにいかすわけにはいかないと。そのためにも、やはり古平町が独自で子育て支援をほかの町村に負けないだけの内容で考えなくてはならないということで今回取り上げました。町長のお考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

私も先般発表された人口予測を見て愕然としたわけがございますけれども、これはうちばかりでなく、積丹町さんも同様でございます。かなり減少率が高いというようなことでもございまして、先般半島振興法の会議にも行ってまいりましたけれども、なかなか半島振興、それこそ海に飛び出したところは人口が厳しいというようなことでその振興策が見つからない、これはどこの半島もそのような状況でございます。やはり大変皆さんご苦労されているようでございますけれども、まず道内の高校生まで拡大している町村でございまして、道内179市町村あるうちの12町、入院のみが2町だけでございます。当管内では黒松内町と蘭越町、それから寿都さんがことしの4月からということで3町が高校生までということでございます。当町のように中学生の拡大につきましては、179あるうち90市町村だけでして、そのうち入院のみが8市町村ということでございまして、後志管内でいえば19町村のうちうちを含めて9町村、入院のみが1町というふうになってございま

す。真貝議員さっきおっしゃいましたとおり、今年4月から所得制限の撤廃と、それから医療費自己負担の無償化ということで一銭もかからないということでスタートしてございます。確かに子育て対策ということでは重要な項目の一つであろうというふうには思っております。そのほかにいろいろそういう対策を講じなければならないというようなこともございまして、やっぱり高校生まで拡大するというふうになれば、黒松内あるいは蘭越の場合を見ますと拡大した場合には40から60%くらいの伸び率だったというふうに伺っております。そういうことから、大変財政に厳しい面がございまして、今年度のそういう状況も見ながら将来的に拡大していくかどうか検討をしてみたいなというふうに思っております。現在古平から行っております高校生は58名ということでございまして、先ほど議員おっしゃったとおり中学生の数もそういう状況でございまして、管内的に見ても少ないというふうには思っております。ですから、人口に比べて案外子供たちが少ないというのは、本町の特徴といえれば特徴でございまして、やはりそういうものも今後検討していかなければならないのではないかなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 町長と共通認識に立てると思うのですが、教育長の行政報告でも古校が閉校になったことによって生徒の3分の1は余市、3分の2は小樽という傾向が固まったように思います。こういうふうになりますと、やはり交通費がかなりネックになっていきますので、古平から余市方面、小樽方面の交通費を考えますとかなりこの交通費は高いという、そういう認識です。昨今の積丹町のそういう進学の傾向だとか、古平町の人口流出、それから進学の傾向見ますと、やはり住民が余市方面に動くという傾向がさらに顕著になっていくということが現実問題としてなっていくと考えられます。そういう点では、子育て世代のさらなる支援というのは、やっぱりこれは避けて通れないというふうに私考えています。ぜひとも検討を進めていただきたいと思うのです。

それと、黒松内が実施町村の中では比較的参考になるのではないかとと思うのですが、私が見た限りでは高校生を対象枠に入れたにしてもさほどそんなに町の負担がふえるわけではないというふうに受けとめているのです。ぜひとも実態調査を進めていただいて検討していただければなというふうに思うのですが、もう一度答弁お願いします。

○町長（本間順司君） 今おっしゃった黒松内の例でございまして、対象者が48名ということで、平成23年度の実績が37万1,328円、それから去年、平成24年度、これが倍とまではいきませんが、ふえまして61万8,809円という金額でございまして、1人当たりで考えれば23年度が7,736円、それから平成24年度で考えれば1万4,734円という数字でございまして、ある程度実現可能な財政負担かなというふうに思っています。ただ、ただつくのですけれども、今度中央バスへの路線の確保のための助成金も出てくるかと思っておりますので、それらも今いろいろ財政負担がかなり伴ってくるのではないかなというふうに考えておりますので、それらもにらみ合わせながら検討してみたいというふうに思っています。

○8番（真貝政昭君） 確かにそういう問題は全道共通の問題として抱えているわけで、高校生ばかりではなくて一般住民の足という点からそういうのは捉えるべきで、私が今取り上げている医療費の助成というのは各家庭に対する直接的な支援になりますので、それはそれでまた別個な問題と

して捉えるべきではないかというふうに考えているのです。ぜひとも今町長おっしゃいましたように検討を加えていただいて、実現できればなというふうに考えているのです。どうでしょうか。

○町長（本間順司君） できる限り前向きに検討してみたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま意見案第5号から第7号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号から第7号までの意見書を日程に追加することに決定いたしました。

#### ◎追加日程第1 意見案第5号

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第1、意見案第5号 札幌航空交通管制部の存続・充実に求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第5号 札幌航空交通管制部の存続・充実に求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第6号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第2、意見案第6号 原発のない北海道の実現を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。  
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。  
これから意見案第6号 原発のない北海道の実現を求める意見書を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第7号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第3、意見案第7号 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。  
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第7号 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第16、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第17、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条第2項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第19 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第19、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第20 議員の派遣について

○議長(逢見輝統君) 日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第125条第2項の規定によって、お手元にお配りしました議員派遣の件についてお諮りします。

配付資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎閉会の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告



○議長（逢見輝続君） これにて本日の会議を閉じます。

平成25年第2回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時17分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員